

大都市制度（特別区設置）協議会

《第14回議事録》

■日 時：平成30年8月24日(金) 13:00～15:30

■場 所：大阪府庁 大阪府議会 第2委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、
（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、
八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、
藤田あきら委員、徳田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、
土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

お疲れさまです。定刻となりましたので、第14回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達しております。会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、8月17日付で大阪市会議長から委員交代の届け出がありました。守島委員に代わり藤田委員にご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

本日の協議については、代表者会議で協議調整をいただいた結果、前回に引き続いて事務局質疑を行うこととしております。協議の流れといたしましては、まずお手元の事務局提出資料の説明をお聞きいただき、その後に、その内容を含めて質疑していただくこととしております。

なお、代表者会議では、先に公表された経済効果に関する調査結果について、業務受託者である嘉悦学園から直接説明を聞き質疑する機会を設けてはどうかというご意見がございましたが、協議の結果、本日の協議では対象外とし、代表者会議で改めて協議調整することとしております。

それでは、議事に入ります。

まずは事務局提出資料についてご説明願います。事務局お願いいたします。

（事務局：井上制度企画担当部長）

制度企画担当部長の井上でございます。

まず私のほうから特別区と総合区の財政シミュレーションの更新につきまして説明させていただきます。

資料1-1、特別区設置における財政シミュレーションをご覧ください。

表紙をおめぐりください。今回は、大阪市今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算でございます。この最新版である平成30年2月版の数値をもとに財政シミュレーションの更新を行っております。また、本資料につきましては試案B（4区B案）をもとに作成してお

りますので、よろしく申し上げます。

下のページの目次をご覧ください。1番、2番で財政シミュレーションの前提条件とその結果、3で大規模プロジェクトに係る財政的な影響、4で大阪府の財政収支をお示ししております。5は参考資料でございます。

今回の更新に当たりまして、1から4ページにお示ししております算定方式や前提条件につきましては、基本的に変更はございませんが、シミュレーションの更新に合わせて素案でお示ししております財政調整財源や目的税交付金の配分割合についても更新を行っております。それらにつきましては後ほどご説明させていただきます。

5ページをお開きください。上下の見開きで特別区全体の財政収支と財源活用可能額をお示ししています。前回に比べまして基礎としている市の粗い試算が直近で改善傾向、終盤に少し悪化傾向となっていることなどによりまして、数値に変動がございますが、収支傾向に大きな変化はございません。

次の7ページから14ページにつきましては各特別区の収支でございますが、特別区全体と同じ傾向でございます。

少し飛びまして15ページをご覧ください。大阪府の収支につきましても、収支傾向に大きな変化はございません。ここまでが財政シミュレーションの更新内容でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。大規模プロジェクトに係る財政的な影響をお示ししております。上段の点線枠囲みをご覧ください。第9回協議会で大規模プロジェクトに係る財政的な影響をお示いたしました。そのうち淀川左岸線の2期や延伸部、またなにお筋線は、今回の更新のベースとなりました粗い試算におきまして、直近の事業スキームをもって織り込まれましたことから、引き続き織り込まれていない事業についてお示したものでございます。なお、これらのほか幾つかの具体的な事業についても織り込むべきではないかとのご議論がございましたが、敬老パスの利用者負担3,000円の廃止や校舎狭隘化対応などは市の粗い試算に既に織り込まれております。

また、18ページ下段の財政的影響額の試算結果や、19ページでございますがその対応についての基本的な考え方については変わっておりません。あわせて特別区と大阪府のそれぞれの収支への影響についてもお示ししておりますので、後ほどご覧ください。

次に、21ページをご覧ください。大阪府の財政収支につきましても、特別区設置時の影響額のみをお示ししておりましたが、府の収支全体についてわかりやすくのご意見がありましたので、整理をさせていただいたものでございます。なお、上部の枠囲みにありますように、府の財政収支は特別区設置後の財政調整に係る収支と、現在の大阪府に係る収支との単純合計で判断することはできないと考えております。

ページの下段でございます基本的な考え方をご覧ください。ここより上側が特別区設置後の財政調整に係る収支をお示したもので、これらへの対応は事務の役割分担に応じて配分されました財源と自主財源をマネジメントして対応することとなります。

一方で、22ページでございます。次ページの上段に示しております現在の大阪府が担っている役割に係る財政収支は、従来の府税等をマネジメントして対応することとなります。基本的な考え方の中の白い枠囲みでございますが、両者を区分して透明性の高い制度運用を行う観点から、素案にお示しましたように財政調整特別会計を設置いたしますとともに、財政調整制度の運用状況や、大阪府における充当状況の公表を行うこととしておりま

す。

次に、22ページの下段をご覧ください。現在の大阪府に係る収支の見通しである府の粗い試算における収支不足への対応方策についてお示ししております。

続く23ページ、24ページには、現在の大阪府の財政状況について参考となる資料をお示ししております。参考①では、過去に5,202億円借り入れしました減債基金について、計画的に復元し、平成36年度までに借り入れを解消する見込みであること。また、参考②では、税や交付税の代替として発行しました臨時財政対策債などを除いた負債は平成19年度から12年連続で減少していること。また、参考③では、財政調整基金について、減債基金の復元開始と同時期に積み立てに努め、現状で1,000億円を超える残高となっていることなどを読み取っていただけたと思います。

特別区設置における財政シミュレーションの説明は以上でございます。

続いて、資料かわりまして1-2をご覧ください。総合区設置における財政シミュレーションでございます。

表紙をおめくりください。先ほどの特別区と同様、大阪市の粗い試算の更新を行ったものでございます。

さらにおめくりいただきまして目次でございます。特別区と同様にシミュレーションの更新と合わせまして、大規模プロジェクトに係る財政的な影響についてもお示ししております。

収支の状況につきましては、4ページ、5ページにお示ししております。こちらにつきましても特別区のシミュレーションと同様、収支傾向に大きな変化はございません。

総合区の財政シミュレーションにつきましてはの説明は以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、シミュレーションの更新に合わせて、素案についても最新のデータに更新しております。財政調整財源や目的税交付金の配分割合につきましては、平成25年度から平成27年度の3年平均から、平成26年度から平成28年度の3年平均へと算定年度を更新し、数値を精査いたしました結果、財政調整財源の配分割合は0.7%変動いたしまして、特別区78.3%、それに対し大阪府21.7%となっております。

以降のページにつきましては素案のデータを更新したものをお付けしておりますので、後ほどご覧ください。

私からは以上でございます。

(事務局：川平制度調整担当部長)

すみません、引き続きご説明申し上げます。制度調整担当部長の川平です。

私からは資料3と資料4についてご説明いたします。

まず、資料3、特別区設置に伴うコスト（庁舎整備に関する試算）をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、資料の目的・位置づけをご覧ください。本資料は、協議会における質疑を受けまして、庁舎のあり方に関する議論を深めるための参考資料として、素案でお示した考え方を踏襲しつつ、さらに庁舎整備に関する複数パターンについてコストを試算したものでございます。

次ページの目次の下、※印ですけれども、コストの試算にあたってをご覧ください。今回の試算は、試案B（4区B案）における庁舎整備コストを試算したものであり、設置の時期や今後の社会経済情勢の変動等によりまして実際のコストは変動が生じる可能性があります。

1ページをお開きください。試算に当たりましての基本的な考え方についてお示ししております。素案では、コスト抑制の観点を重視いたしまして、既存庁舎を活用することなどを前提としております。これに関しまして、協議会におきまして、一定の仮定を置いた上で総合庁舎を建設した場合のコスト試算を行うべきでありますとか、特別区の本庁舎にいわゆる官房組織に加え、議会事務局と地域自治区事務所の職員を配置するとした場合、当該本庁舎に収まるのかといったご指摘がございましたことを踏まえまして、今回の資料では、一定の仮定を置きまして2つのパターンでコストを試算しております。大阪市本庁舎を活用します第二区を除きまして、特別区本庁舎の近隣に総合庁舎を建設するパターンaと、同様に官房庁舎を建設いたしますパターンbを試算しております。さらにbのうち、第四区におきましては、現阿倍野区庁舎を建て替えるパターンb2も試算しております。

次ページをご覧ください。（3）対象職員の考え方について、どういう仮定を置いたのかをお示ししております。パターンaの総合庁舎につきましては、素案における各特別区の職員総数から、地域自治区事務所等の職員数を除いた職員としております。パターンbの官房庁舎につきましては、協議会でのご指摘を踏まえまして、素案における部局別職員数のうち、危機管理室、政策企画部、総務部、財務部、議会事務局の職員としております。これによりまして、パターンaでは各区1,140人から1,360人の職員を、パターンbでは各区240人から290人の職員を本庁舎に配置するという前提で試算を行っております。

3ページをお開きください。試算条件についてでございます。この試算条件につきましては、あくまでも試算に当たって仮定したものでございまして、議員定数や職員配置等についての方針を示すものではございません。本庁舎の位置につきましては素案と同様としておりますが、建設いたします新庁舎の場所につきましては、具体的な土地を前提とせず、現行政区庁舎の近隣に建設することを仮定しております。素案と異なる主な項目といたしまして、土地の単価、指定容積率、民間ビル賃借単価に関しまして、素案では各特別区域内の平均数値を用いておりましたが、今回は土地単価、指定容積率につきましては特別区本庁舎の直近地点、民間ビル賃借単価につきましては特別区本庁舎が所在する現行政区内の平均値を用いております。

4ページ、コスト試算結果の総括表をご覧ください。イニシャルコストとランニングコストにつきまして、それぞれ素案の建設案と比較したものをお示ししております。イニシャルコストにつきましては、素案の341億円と比べますと、パターンaでは296億円増の637億円、パターンb1は38億円増の379億円、パターンb2は65億円増の406億円となっております。ランニングコストのほうは、素案の2億円と比べますと、パターンaが2億円減のプラスマイナスゼロ、パターンb1、b2はともに1億円減の1億円ということになっております。イニシャル、ランニングの各コストの内訳は下の表にお示ししております。

そのページの右側上段には各案の主な課題として、執務室面積に未活用面積（空き庁舎）が発生することをお示ししております。パターンaでは全ての特別区で未活用面積（空き

庁舎)が発生し、仮にA T C等の約2万6,000㎡の民間ビル賃借面積をゼロとしたとしても、職員約750人分に相当いたします約1万5,000㎡の余剰が残るということを記載しております。パターンbでは、第三区に未活用面積(空き庁舎)が発生いたしますものの、仮に民間ビル賃借面積の一部、A T C等の約6,000㎡を縮小すれば解消するものと見込んでおります。

次の5ページから10ページにかけましてはそれぞれのパターンごとにイニシャルコストとランニングコストに分けて積算内訳を示しておりますが、積算方法は基本的に素案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

11ページでございますけれども、11ページ以降は補足資料ということで、補足資料にはIとIIを添付させていただいております。

12ページをご覧ください。補足資料のIについてご説明申し上げます。各特別区において、総合庁舎または官房庁舎を整備した場合の庁舎の活用状況をイメージ図として添付いたしております。このイメージ図につきましては、先ほど申し上げました3ページの試算条件をもとに作成した粗いものでございまして、職員の配置箇所などについて、今後の方針としてお示ししているものではございません。その下にイメージ図の見方、さらに13ページから19ページにかけて各区のイメージ図をお示ししておりますが、基本的に同様の見方になりますので、第一区のイメージ図をもってご説明したいと思います。

13ページをお開きください。第一区パターンa(総合庁舎案)のイメージでございます。右側上段に素案における数値を記載しております。素案では、第一区内におけます保有庁舎等執務室面積は2万9,290㎡ということで記載しております。これに対しまして第一区の職員数から必要となります執務室必要面積は4万7,952㎡で、両者の差し引きで計算いたします不足執務室面積は1万8,662㎡ということで記載しておりました。今回の試算におきまして、左側に総合庁舎を建設した場合の活用イメージを記載させていただいております。上段のほうは特別区本庁舎となります現淀川区庁舎と近隣に建設する新庁舎それぞれのイメージ、下段は現淀川区庁舎を除きます第一区内の4つの現行政区庁舎等をお示ししているところでございます。

これらのイメージ図の作成に当たりまして、庁舎への職員の配置等をどう考えるかということでございますけれども、まず初めに地域自治区事務所の全職員を1人当たり20㎡といたしまして、上段の現淀川区庁舎と下段の4つの現行政区庁舎に配置するというのを仮定しております。その次に、上段の現淀川区庁舎に議員定数に応じまして議会関係施設を議員1人当たり35㎡として配置しております。その上で、現淀川区庁舎の執務室面積5,711㎡のうちの残りの面積に、今回試算いたします総合庁舎対象職員の1,140人を配置するということとなります。ただ、今回この第一区では残りの面積で82人しか配置できないということになりますので、残りの1,058人分、2万1,154㎡を現淀川区庁舎の近隣に新たに建設するという考え方をとっております。総合庁舎の対象職員以外の職員は、左の下段の点線囲み、※印で他の保有庁舎等というものがございまして、ここに先に配置することといたしまして、それで収容できなかった職員を、現淀川区庁舎を除きます4つの現行政区庁舎に配置するという考え方にしております。ここでは4庁舎の合計で執務室として記載しております6,548㎡を占めるということになります。この結果、現行政区庁舎で未活用面積(空き庁舎)として2,492㎡が生じるものとして、ここでは記載しております。

右側の中段に課題ということで記載しておりますけれども、この未活用面積（空き庁舎）の発生に対しまして、民間ビル賃借の面積をゼロとしても余剰が解消できないということ課題としてお示ししております。

次に、14ページの第一区のパターンb（官房庁舎案）をご覧ください。近隣に建設いたします新庁舎につきましては、官房庁舎職員に加えて第一区におけます不足執務室面積分もあわせて整備することとしております。なお、この案の場合、執務室面積に未活用面積（空き庁舎）は発生しません。

15ページ、16ページは第三区の総合庁舎案、官房庁舎案をお示ししております。基本的には第一区と同様の考え方でご覧いただければと思うのですが、第三区特有のものとしたしまして、15ページ、16ページ各ページの右側の下段に記載しておりますが、課題の欄で※印で記載しておるところなんですけれども、賃借中の民間ビル、これはATC等のことなんですけれども、これら民間ビルを解約することによります財務リスクへの影響を課題として記載させていただいてるところでございます。

17ページから19ページは第四区に係る総合庁舎案と官房庁舎案をそれぞれ記載しております。官房庁舎案につきましては、現阿倍野区庁舎を建てかえるパターンも試算しております。

19ページ左側の上段をご覧ください。阿倍野区の庁舎を建てかえることによりまして執務室面積が増加することになります。このことによりまして、官房庁舎対象職員の250名全員を建てかえ後の阿倍野区庁舎に収容することができると見込んでおります。よって、近隣には不足執務室面積分のみを新庁舎として建設することとしております。

20ページをご覧ください。補足資料Ⅱとしまして、コストに影響を与える可能性のある増減要素という資料をお付けしております。コスト試算に用いております保有庁舎等執務室面積は、我々副首都推進局におきまして把握している範囲で算出しているものなんですけれども、延べ床面積を把握しているものでもございまして、図書館など使用形態が通常の執務室と異なる施設等につきましては、コスト試算が過少とにならないよう除外しております。このため、素案及び今回の試算、これはどちらについても同様なんですけれども、今後、保有庁舎等執務室面積等の精査を進めた場合には、試算結果は変動し得る前提としております。これらの精査につきましては、設置準備期間中に各局との綿密な協議調整等により実施することとしております。

庁舎整備に関するコスト試算についての説明は以上でございます。

引き続き、組織体制についてご説明申し上げます。資料4、組織体制（部局別職員数）をご覧ください。

1枚おめぐりいただきまして資料の目的・位置づけでございますけれども、本資料は、これまでの協議会における特別区の部局別職員数についての質疑を受けまして、今後の協議の参考としていただくため、副首都推進局で作成したものでございます。特別区素案の制度設計の考え方を踏襲しつつ、特別区の部局別職員数と大阪市の現員数を比較する観点から、条件を一部変更して算定しております。

なお、本資料は副首都推進局の条件設定に基づく算定でございまして、実際の職員配置に当たりましては、所管各局との綿密な協議検討が必要不可欠であることから、設置準備期間中に特別区への移行時期やその時点での事務事業の状況などを考慮し、決定していく

こととしております。

1 ページをお開きください。特別区素案における制度設計でございますけれども、特別区ごとに自立した新たな自治体として、Ⅲの特別区の職員総数を算定しているものでございます。その総数をもとに大阪市の特性を反映するため、組織別構成比で部局別に配分するという考え方をお示ししております。

そのページの下段では、素案における特別区職員数と平成28年度の現員数との関係をお示ししております。4つの特別区の職員数合計は、現員数と比べますと400人の増員となることをお示ししております。

2 ページをお開きください。2 ページは特別区素案からの変更点を書いているものでございます。特別区の職員総数を部局別に配分する際の考え方ですけれども、単純に組織別現員数構成比で配分した場合、4区計では全部署が一律に増員となります。これを避けるため、素案では図書館や機関の共同設置で1カ所のままとなる部署などについては、特別区設置後も職員数が大幅に変わらないものと仮定して算定しております。今回、本資料では、この大幅に変わらないと仮定する事業所等を一部増やして算定を行っております。また、現在の区役所事務のうち、特別区移行後は本庁で実施することとなる事務につきまして、素案と異なり事業の内容を一定考慮した算定を行っているところでございます。

下段の表に今申し上げた変更内容を具体的にお示ししております。変更部分というのは太線で囲んでいる部分になります。

変更の1点目、太線の囲みの上段のほうですけれども、現員数のままと仮定する部署につきまして、素案では図書館と、機関の共同設置となる監査委員事務局等としておりましたが、本資料ではこれらに加えて、現在4カ所以上設置されている事業所でございます市税事務所、生活衛生監視事務所、工営所、公園事務所も現員数のままと仮定して算定を行っております。

変更点の2点目でございます。太線囲みの下段のほうになりますけれども、現在、区役所で行っている事務のうち、特別区の本庁で実施することになる事務につきましては、素案では組織別構成比で全ての部局に配分を行ってございました。これにつきまして、本資料では、事務の内容を一定考慮いたしまして、aとbに分けて算定しております。aにあります福祉や子育てなど移管先の部局を特定した事務につきましては現員数のままと仮定して配分することとしております。

3 ページをお開きください。今回の条件設定に基づき算定いたしました特別区の部局別職員数の算定結果と、右側に現員数ということで現員数との比較をお示ししております。

なお、その現員数につきましては、先に5ページの別添資料で若干ご説明したいと思います。現員数につきましては、特別区と比較をしやすいように、特別区への移管事務の範囲に合わせて組み替えを行っております。それを表しているのが5ページでございます。結果でございますけれども、一番右の⑥現員数の下のほうに中計で9,441人というふうに記載しております。これが現員数ということになります。恐れ入りますが3ページに戻っていただきまして先ほどの結果のところなんですけれども、結果と比較いたします、一番右の現員数は、5ページの考え方に基づいて試算した人数でございます。一番下の合計欄に9,441人ということで5ページの数値と一致してると思います。これに対しまして、その左隣、4区計の欄の一番下、合計が9,840人となっております。差し引き約400人の

差ということになっております。

次の4ページは同じく算定結果でございますが、こちらは現員数のままと仮定する部署を除いた本庁事業所の職員数をお示ししております。あわせて右の表におきまして、4特別区計の職員数と現員数の差の要因をお示ししております。

次の5ページ、6ページには補足となる資料を添付しております。

組織体制についての説明は以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、今説明のあった資料の内容も含めまして、特別区素案などについて事務局質疑を行いたいと思います。

質疑時間は、代表者会議での合意に基づき、計3時間を予定しております。維新58分30秒、自民45分、公明40分30秒、共産27分の範囲内で、この順番により行います。

時間が限られておりますので、着座したまま発言することとし、適宜資料などを使って質疑を行っていただくことで進めたいと思います。

なお、発言される場合は、大勢の府民、市民の皆さんも視聴されているインターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただき、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いをいたします。

事務局におかれましては挙手し、職名、氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思います。

それでは、維新、横山委員、お願いいたします。

(横山委員)

大阪維新の会大阪府議会議員の横山英幸です。

法定協議会におけるこの理事者質疑も大分回数を重ねてきたところかと思っております。以前伺ったところと重複する点もあるかもしれませんが、以下、府市再編に関して、まずは仄聞している根拠のない主張、いわゆるネガティブキャンペーン関連に関して、正確な制度設計の確認を趣旨とし、順次お尋ねいたします。

まず、府市再編における事務分担に関して、設置される予定の一部事務組合に関する正しい理解の促進のため、以下、数点伺います。

特別区設置議論は、府市の二重行政の投資ロスの解消を大きな課題として進められています。特別区素案においては、広域機能を大阪府へ一元化し、二重行政が制度的に解消されることとなります。この点は、前回の協定書においても同様であります。一方、前回の協定書作成時の議論では、特別区の設置に合わせた一部事務組合の設立により、特別区、一部事務組合、大阪府の三重行政になるといった、住民をミスリードするような主張が見られました。今回の特別区素案においても、一部事務組合を設置する制度設計としていますが、特別区、一部事務組合、大阪府は、それぞれ事務が明確に区分されるものであり、こうした主張は当てはまらないと考えるところですが、いかがでしょうか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

特別区素案におきましては、住民に身近な事務は特別区が実施し、大阪全体の成長、それから都市の発展、安全安心にかかわる事務は大阪府が実施するという考えのもと、大阪市と大阪府の事務につきましては役割分担を徹底した仕分けを行っているところでございます。加えまして、特別区の事務のうち、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務につきましては、一部事務組合を設置し、共同処理をすることとしてございます。このように、大阪府、特別区及び一部事務組合のそれぞれの役割に応じまして事務の仕分けを行っているものでございまして、担う事務は重なることがなく、三重行政との指摘は当たらないと考えてございます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

域内で共通する事務を一部事務組合へ承継することにより、効果的に行政運営を行っていくことが趣旨であり、府や特別区とこの事務に関する意思決定が重複するわけではなく、一部事務組合は三重行政に当たるという正しい理解をミスリードする主張について、これが誤りであることをまず確認いたしました。

さて、一部事務組合に関し、大阪市会や法定協でも議論になってきたところですが、構成団体間、この場合、特別区間の利害が対立し、調整が困難であるという意見も出ていました。本当にそうなんでしょうか。一部事務組合は大阪市も含め府内でも全国でもよく活用されている制度ではありますが、一般的にどのように運用されているのでしょうか。まず確認いたします。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

一部事務組合は、複数の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体でございまして、大阪府では約30団体、全国でも1,000団体超の事例がございます。一部事務組合は、執行機関の長である管理者のもと、所管する事務を執行するとともに、各構成団体から選出された議員で構成される議会において、一組の議会において、条例の制定や改廃、予算等の決定が行われるなど、普通地方公共団体と同様の行政運営が行われるものでございます。構成団体間の調整が必要となる場合には、運営協議会等を開催いたしまして、構成団体が直接協議する事例も存在すると聞いてございます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

一部事務組合制度は、大阪ではもちろん全国でも設置事例が多いということです。効果的な事業運営が可能だからこそ、当たり前のように自治体間で設置されているものかと思えます。また、関係自治体間での調整の機会についても備わっており、万一利害の不一致があったとして、直ちに一部事務組合の運営が進まないかのような議論がなされることは、少し残念であります。域内での効果的な事務運営と構成団体間での調整機能など、全国的にも効果的に運営されていることが今のご答弁で確認されたと思えます。

さて、一部事務組合が所管することになる事業については、住民意見が反映されにくいという意見も出ていますが、これに関してはいかがでしょうか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体でございます。一部事務組合の判断と責任において運営されるため、所管する事務事業につきまして、住民の意見を聞きながら主体的に対応していくこととなります。加えまして、一部事務組合の管理者及び議員は、構成団体の長や議会議員から選任されることが一般的でございますので、住民の意見につきましては、一部事務組合の運営において、これら構成団体の長及び議員を通じて反映されることとなります。また、一部事務組合は、特別地方公共団体であることから、住民監査請求や住民訴訟も可能でございます。住民による直接的な関与ができることとされてございます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。構成団体の長や議員が管理者等として一部事務組合の意思決定に入っていくことで、住民の代表の意見が十分反映される制度となっております。もちろん構成団体の各議会においてもこの経費等について審議されることから、住民意見についてはこういった点からも十分反映されることがわかりました。以上、まず一部事務組合については、制度上、一般的に運用されており、構成団体間の利害調整機能も備わっている、住民意見も反映される、そして三重行政といった主張は全く根拠のないもの、こういった点が確認できました。

では次に、府市再編後の住民負担、特に公共料金についてのネガティブキャンペーンについて、制度上の考え方を伺います。

特別区が設置されると公共料金が上がるといった声がありますが、基礎自治、市民サービスの歳出規模が変わらない以上、身近な行政サービスの手数料、使用料などが制度変更

を機に増額されるとは考えにくいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

行政サービスの使用料、手数料などにつきましては、基礎自治体としてサービスの内容、法令の規定、受益と負担の適正化等を踏まえまして、各特別区において設定されるものでございます。一方で特別区素案では、高度できめ細やかな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は事務を適正に引き継ぐこととしてございまして、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めることを方針としてございます。この事務の承継の方針が協定書に記載され、法令の規定に基づき府市両議会の議決及び住民投票という手続を経ることによりまして、この方針は特別区長及び区議会においても尊重されるものと考えております。こういったことから、行政サービスの使用料、手数料などが特別区設置という制度変更によって直ちに増額されるということにはならないと考えてございます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。特別区設置に関しては住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は事務を適正に引き継ぐこととされており、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスについては、内容や水準を維持するよう努めることが方針とされているとのことです。制度移行に伴い公共料金が上がることにはならないというのが今のご答弁で確認できました。今後、人口減少、少子高齢化や公共インフラの維持管理費高騰等により、全国的に公共料金のあり方については議論がなされていくことも十分に考えられますが、あくまで特別区移行に伴う公共料金の値上げについては、こういった事態は発生しないということが確認できました。

次に、行政区長と地域自治区の権限について確認いたします。

現在の行政区がなくなることについて、地域コミュニティが壊れるのでは、住民の声が行政に届きにくくなる、行政窓口が遠くなるといった不安のお声があり、このことが前回の住民投票の結果に少なからず影響したのではないかと考えています。こうした不安を踏まえ、今回は現在の24区単位に地域自治区を設置する案としており、この法定協の場で私からも質問し、地域コミュニティにしっかりと配慮されているところを確認したところで、しかし、それでも住民の皆様の中には、行政区長は地域自治区の事務所の長よりも法的に強い権限を与えられているという印象を持っている方もいるように感じます。

そこで、行政区と地域自治区の設置根拠や長の位置づけ、権限について、法制度面でのような共通点や相違点があるのか伺います。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

行政区と地域自治区の共通点といたしましては、両者とも条例で設置されること、区長、事務所の長が一般職の職員であること、市長の権限に属する事務の一部を担うこと、市長の指揮監督を受け、所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督するといった点が挙げられます。また、職員の任命権や課税権、予算編成権は両者とも有さず、この点でも違いはありません。

次に、両者の相違点ですけれども、分掌事務に関して申し上げますと、行政区長には地域自治区の事務所の長と異なり、住民基本台帳事務、戸籍事務等について法令による執行権限がございます。なお、特別区素案では、これらの権限は特別区長の権限としておりますけれども、住民票の交付等の窓口業務につきましては地域自治区の事務所において実施することといたしております。また、その他の相違点といたしましては、行政区には区会計管理者及び区の選挙管理委員会を設けること、また、地域自治区には地域協議会が法律上必ず置かれることになる一方、行政区には任意で区地域協議会を置くことができるとされていることなどが挙げられます。

なお、大阪市の各行政区におきましては、区地域協議会に類似の機関として、独自の区政会議を設けているところでございます。

以上です。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。地域自治区の事務所の長はそれなりの権限といたしますか、その権限において行政区長とほぼ相違ないということが確認されたと思います。住民基本台帳事務、戸籍事務等に関する執行権限について、これが特別区長の権限となるということですが、住民票交付等の窓口業務は地域自治区の事務所において実施することとなるため、住民目線では手続に差異はなく、実質的に違いがないことが確認されました。また、現在各行政区で実施されている特色ある施策も、それが住民に適正に評価されているのであれば、当然特別区移行後においても各特別区長の判断のもと、これが引き継がれていくことになると考えられます。よって、現在各行政区で実施されている施策が地域自治区になり劣化するといった主張に関しては、これも当てはまらないことが確認されました。

以上、一部事務組合、公共料金、地域自治区等の権限について、ネガティブなご意見に対する制度上の立つけについて確認させていただきました。

引き続き、特別区における教育委員会について伺ってまいります。

素案では、各特別区に教育委員会が設置されることとなっております。各特別区に教育委員会が設置されることにより、学校や児童生徒の課題にきめ細かく対応できるのではないかと考えますが、どのような考え方で素案を作成したのか伺います。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

学校教育に関してでございますが、学力、体力の向上、いじめ、不登校等の防止など、複雑多様化する多くの課題に対しまして、現在は1つの教育委員会で大阪市域全体の観点から教育振興基本計画の策定など施策方針を決定実施しまして、また、400校以上の小中学校をマネジメントしているところでございます。これが特別区移行後は、各特別区に教育委員会を設置し、これまで以上に地域の住民や学校に近いそれぞれの区において、1点目は、子供を取り巻く環境や保護者、地域住民の意向などに応じて教育振興基本計画を策定し、これに沿ってさまざまな施策を展開するという事。それから2点目としまして、現在より少ない約90から110校の小中学校をマネジメントし、地域によって創意工夫した学校づくりの推進や、緊密に学校運営をサポートする体制を構築することになるということとしてございます。このように、各特別区に教育委員会を設置することによって、これまで以上に地域の実情やニーズに応じてきめ細かく教育内容、教育環境の充実、学校運営の強化を図りながら、さまざまな教育課題に取り組んでいくことが可能となるという考え方で素案を作成してございます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。400校を超える小中学校を所管している現在の大きな教育委員会制度から、各特別区において100校程度の所管になり、地域特性などを把握した上で適切な資源の配置が実現できる特別区の教育委員会のほうが、よりきめ細かい教育サービスの実現につながることは明白です。学校教育の問題は多岐にわたり、今後は少子化、社会のICT化など、より複雑化していく教育現場のニーズに的確に伝えていくため、目の届きにくい巨大な教育委員会から、子供たちに目の届くきめ細やかな教育委員会制度へと制度上変わっていく必要があります。課題となっている学力向上にも資する可能性を大いに感じる所です。次代の大阪を担う子供たちのためにも、特別区が所管する教育委員会のもと、細やかな教育行政が実現することを願います。

次に、新たに更新された財政シミュレーションについて伺います。

まず、今回の更新によってどのように収支が変わったのか伺います。

(今井会長)

芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

今回の更新に当たりましては、次の3点にわたって作業を行ってございます。1つ目は、

ベースを平成29年2月版の大阪市粗い試算から、平成30年2月版に更新をしたことと
ございます。2つ目に、第8回協議会において報告いたしました事務分担案の変更を反映して
ございます。3つ目に、決算年度の更新によりまして、財政調整財源の配分割合等の更新
を行ってございます。こうした作業の結果でございますけれども、全体としましては収支
の傾向に大きな変化はなかったものと考えてございますが、シミュレーションの前半は収
支が一定改善し、後半は若干悪化するという試算結果となっております。これは、シミ
ュレーションのベースとなります市の粗い試算の収支の変化に伴うものでございます。

なお、特別区設置を平成34年度と仮定してございますけれども、それまでの期間で市の
粗い試算の収支に改善が見られますことから、シミュレーションのスタート地点におけま
す財政調整基金財源活用可能額は前回の試算に比べて約300億円程度増加してござい
ます。

(今井会長)
横山委員。

(横山委員)

収支の傾向に大きな変化はなかった、また大阪市の粗い試算において収支改善が見られ
るため、シミュレーションのスタート時点の財政調整基金財源活用可能額が約300億円増
加とのこととです。

さて、これまでの議論で、今回資料で示してもらっている大規模プロジェクトだけでな
く、敬老パスの自己負担廃止の影響など、特別区に引き継がれていく事業がきちんと織り
込まれていないといった指摘もありました。今回の更新によってどういった事業が織り込
まれたのか伺います。

(今井会長)
芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

先ほどお答えしましたように、財政シミュレーションのベースが平成29年2月の粗い試
算から、最新版でございます平成30年2月版に更新されております。それに伴いまして、
広域の事業で申しますと、資料でお示ししておりますように、淀川左岸線の2期延伸部、
あるいはなにわ筋線が最新の事業スキームをもって織り込まれることとなっております。
同様に特別区に引き継がれる基礎の事業としましては、敬老パスの年3,000円の自己負担
の廃止による影響や、待機児童ゼロを目指した整備目標を踏まえた保育所の整備、ある
いは児童生徒急増に伴う校舎狭隘化対応などが織り込まれているところでございます。

(今井会長)
横山委員。

(横山委員)

これまでの協議でご指摘の多かった大規模プロジェクト等についても、大阪市の粗い試

算を通してシミュレーションに織り込まれることになり、より正確なものとなったと思います。その上で、大きな収支の傾向も変化はなく、引き続きケース2においては収支不足は発生せず、ケース1においても財源活用可能額の範囲内で十分対応していけることがわかりました。

それでは最後に、特別区設置に係るコストについて1点確認いたします。特別区設置に係るコストとして、素案では庁舎整備経費、システム改修経費、移転経費などが示されているところです。この間の法定協議会での議論を踏まえ、庁舎整備経費に関し、今回新たに本庁舎に集約する職員の範囲など、一定の前提条件を設定の上、複数のパターンについて試算されたコストをご説明いただきました。当然コストは特別区設置のため必要な投資と考えていますが、示されたコストはあくまで試算であり、確定したものではないということを変更して指摘しておきたいと思えます。特別区設置に伴うコストは、協議会資料にも記載があるとおり、それ自体あくまで一定の前提を置いた試算であり、特別区移行に伴い必ず発生する額であるというものではないという認識のもと、議論すべきであると考えています。今回の資料の中でも、補足資料2としてコストに影響を与える可能性のある増減要素が示されているところです。試算結果は変動する前提との説明がありましたが、これについて趣旨を確認いたします。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

庁舎整備経費の試算に当たりましてベースとしております保有庁舎等執務室面積は、本市が保有している庁舎や、継続して賃借することとした民間ビルのスペースを合計したものからなっておりますけれども、副首都推進局で把握可能な範囲で施設の延べ床面積をもとに試算をしたものでございます。また、図書館など使用形態が通常の執務室と異なる施設等につきましては、延べ床面積だけで配置する職員数を試算することは適切でないと考え、コストが過少とならないよう除外しております。これは素案でも今回の資料でも同様でございます。こういったことから、補足資料Ⅱでは、保有庁舎等執務室面積につきまして、設置準備期間中に精査を行うことを前提としているものでございますけれども、このため、試算結果は変動し得るものという考え方をお示ししております。

なお、保有庁舎等執務室面積につきましては一つの要素でございまして、このほか事務分担、組織体制、議員定数など、設定した条件に変更が生じた場合、また社会経済情勢などによりましてコストに影響する可能性があることを認識しておりまして、資料の目次下に、コスト試算に当たっての前提として記載しておるところでございます。

以上です。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ありがとうございます。まず、そもそも今回お示しいただいた資料の中で総合庁舎の建設案は余剰面積も多く、現実的な案とは考えにくいというふうに思っております。そして、個人的には1人当たり庁舎面積を機械的に20㎡と規定し算出している今のコスト素案については、余り同意しかねる部分もあります。民間の1人当たり執務スペースの平均は大体12㎡から13㎡となっています。特別区には主に行政区制度と比較して意思決定機能が増加することになるというふうに考えていますが、そうであれば一層既存の施設を有効利用しながら、20㎡という試算によることなく庁舎面積を考えることは可能と考えます。また、今後行政文書のシステム管理等や行政手続のICT化により、紙データなども将来にわたって減少することが考えられるため、従来スペースが必要なのかどうかについては十分精査されるべきです。他にもですね、議員定数等についても大いに議論がありまして、まだこれ議論はされてないんですが、前回の資料では共産党の山中委員のほうからは、特別区の議員定数がたぶん200人を超えるという資料で算定されておりますが、我々はそんなに議員は必要ではないというふうに思っておりますし、この点もまだ十分議論はされておられません。今直ちにここでその算定根拠に関する議論はいたしません、重要なことは、庁舎面積等を含むコストについて、あくまで一定の仮定に基づき算定された試算であること、これについて再度確認したく、質疑した次第です。

今回は取り決めにより特別区設置の経済効果に関する質疑ができないため次回以降とさせていただきますが、今後の議論にもかかわるものであるため確認させていただきました。

以上、縷々伺ってまいりましたが、引き続き協議会において活発な議論がなされ、素案の精度が上がっていくことを願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(今井会長)

続いて、徳田委員、お願いをいたします。

(徳田委員)

大阪維新の会の徳田です。私からはまず庁舎建設コストについてお伺いいたします。

先ほどの横山委員の質疑のとおり、特別区の設置コストについては、試算されたコストは確定したのではなく、経済情勢等や前提条件の変更により変わるものであり、設置準備期間中には職員配置など詳細な内容を定めるために変動するものという認識でありました。確かに事務局素案に定められた前提条件を変更することでコストは変動します。

今回、庁舎整備に関するコストの資料では、総合庁舎や官房庁舎を近隣に新設するパターンでコストの試算が行われています。追加資料として庁舎整備に関する新たな試算として、素案よりも大きなコストが示されました。しかしながら、職員1人当たりの必要執務室面積について、まさに先ほどの横山委員の論点、あるいは新庁舎建設における市有地の活用、さらに大阪市の大都市・税財政制度特別委員会で藤田委員から質疑があった、具体的な用地を定めた上でPFI事業の導入をするなど、これらによってコストについて削減することがまだまだ可能であると考えます。また、今月初め、8月6日、大阪市の大都市・税財政制度特別委員会で井戸委員からは、現在の大阪市の庁舎についても、総務部門が本庁にない局が複数あり、現状として分散化しているという点について指摘があったと

ころです。こういった議論や、総合庁舎を建設して少なくとも官房庁舎を本庁舎の近隣に建てるべきという議論、ひいては、区民の利便性の観点を踏まえて、追加資料の中でもコストがまだ小さくて済む官房庁舎を建設するパターン、この点について何点かお伺いしたいと思います。

そもそも素案については、建設案にしる賃借案にしる、庁舎整備の具体的な場所については示されていません。かねてから具体的な土地の検討について事務局に意見をしており、前回5月28日、大都市制度協議会において、事務局からは、庁舎のあり方については今後当協議会で議論いただきたいと考えており、協議会において方針が示されたら、庁舎を建設する場合の候補地の調査など、進められる事項については対応するとの回答がありました。

そこでまず伺いますが、今回提出された追加資料では、具体的な土地を想定したのか、改めて教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

今回の資料につきましては、総合庁舎を建設する場合など素案と異なる条件設定を行いまして、これに係るコスト試算の結果をもとに議論を深めていただきたいという考え方により作成したものでございます。このため、庁舎整備の具体的な場所につきましては特定せずに試算を行っております。

委員ご指摘の具体的な土地につきましては、特別区設置準備期間中に、市民の利便性も踏まえた上で庁舎としての活用可能な適地等がありましたら、庁舎整備の基本的な考え方であるコスト抑制の観点からも、大阪市保有地を積極的に活用した庁舎整備を検討することになると考えております。

なお、今回の追加資料につきましては、具体的な土地をお示ししておりませんが、本庁舎の近隣において新たな庁舎を建設することと仮定し、近隣の土地単価や指定容積率について見直しを行ったところでございます。

以上です。

(今井会長)

徳田委員。

(徳田委員)

ありがとうございます。追加資料においても素案と同様、民間の土地を購入する前提とした試算となっています。コストが上がる試算ばかりではなく、現実論としてコストの削減についても議論を進めるべきです。例えば市有地が活用できる場合、特に未利用地を積極的に活用し、コスト削減に努めるべきです。未利用地を活用した具体的な土地の場所が想定されれば、それだけでも特別区の設置に伴うコストに係る土地代が少なくて済みます。

そこで、官房庁舎案について、第一区、第三区、第四区的设计費及び工事監理費を含ん

だ新庁舎建設費用とそれに係る用地費はそれぞれ幾らとなるのか改めて教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

設計費及び工事監理費を含んだ新庁舎建設費用について、官房庁舎案では、第一区は約114億円、第三区は約29億円、第四区は約75億円の合計約218億円となります。官房庁舎案の阿倍野区役所庁舎建てかえ案で、第四区は約103億円で、合計は約246億円となります。用地費につきまして、官房庁舎案は、第一区は約36億円、第三区は約6億円、第四区は約26億円の合計約67億円となります。また、官房庁舎案の阿倍野区役所庁舎建てかえ案では、第四区は約17億円で、合計は約59億円となります。

以上です。

(今井会長)

徳田委員。

(徳田委員)

大阪市の未利用地を活用するのであれば、官房庁舎案でも用地費だけで約67億円、阿倍野区役所庁舎を建てかえた場合でも約59億円、つまりパターンbに阿倍野区役所建てかえ案のインシヤルコスト65億円増を吸収できるだけのコストが下がる可能性があるということです。

さて、会派としてはかねてより、特別区庁舎を建設する場合にはPFI事業などを導入し、特別区設置に伴うコストの抑制を図っていくことが有効であると主張してきました。この検討に当たっては、収益の見込まれる宿泊施設など庁舎以外の用途と合築することによりPFI事業への民間事業者の参入意欲を高めてコストを下げるといった検討を行うことも重要であると考えます。例えば、近年の訪日外国人、インバウンドの急増を受け、宿泊施設の供給確保が大きな課題となっており、平成28年6月に国土交通省が宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度を創設し、これを受け、大阪市においても宿泊施設整備誘導のための容積率緩和についての運用方針を定めたと聞きました。

そこでお尋ねしますが、この宿泊施設整備に係る容積率緩和に係る運用方針の概要を教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

委員お尋ねの宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知に基づく大阪市の運用方針について、大阪市都市計画局に確認しました内容をご説明させていただきます。

まず、当該運用方針の創設された目的につきましては、今後見込まれる訪日外国人のさらなる増加等を見据え、一定の広さのある客室面積等を備えた宿泊施設の整備を誘導するため、宿泊施設を整備する場合の容積率緩和等を行う制度でございます。容積率の緩和は一定条件を満たした上で、宿泊施設部分の割合に応じて指定容積率の1.5倍以下、かつ指定容積率の大きさに応じてプラス200%から300%が上限となっております。容積率緩和の条件として、客室の面積や観光バスの発着スペースを確保するなどの宿泊施設としての機能、接続道路に対する一定の条件を満たす必要があります。その上で、当該宿泊施設の対象エリアが都市再生緊急整備地域ないし商業地域に指定され、かつおおむね3,000㎡以上の開発区域を有することが必要となります。

以上です。

(今井会長)
徳田委員。

(徳田委員)

ありがとうございます。ご説明いただきました宿泊施設整備に係る容積率緩和に係る運用方針は、昨年、2017年4月からの運用であり、まだ適用事例はありませんが、お聞きいただきましたとおり条件は厳しいものではなく、都心部はもとより各地で適用が広がる可能性が大いにあります。3,000㎡の200%増であれば6,000㎡、5,000㎡の300%増であれば1万5,000㎡さらに使えることとなります。新庁舎建設において市有地を活用することにより特別区の設置に伴うコストのうち用地費だけで67億が削減されること、さらにPFI事業の導入により、先ほどご紹介しました内容のように新たな財源を生み出し、さらなるコスト削減が可能と言えます。

今回事務局から提出された追加資料で、素案での設置コストに加え、総合庁舎案や官房庁舎案も示されましたが、庁舎のあり方についてはこうしたコストの減少要素もあることも踏まえ、特別区設置に向けて前向きな議論となるよう、具体的な未利用地、具体的な想定など、協議会において今後議論を進めていきたいと思っております。

会長。

(今井会長)
徳田委員。

(徳田委員)

続きまして、特別区の名称について私から何点かお伺いいたします。

まずはこれまでの経緯について簡単にご説明したいと思います。2月22日の大都市制度協議会、本協議会において、4区B案に区割りが絞り込まれたことを受け、特別区の名称及び本庁舎の位置について、4月6日の本協議会で事務局案が提示され、4月17日、大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも同じ報告をいただきました。さらに4月25日の本協議会においても、我々の会派の守島委員より質疑を行い、また5月17日、大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも私から質疑を行いました。改めて特別区の名称につ

いて、提示いただいている4区B案の区名について、区名の事務局案決定までの経緯及び理由について事務局に質問しました。

事務局からの回答は、特別区の名称案について、特別区は現行行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なもの、できる限り住民の皆さんに親しみやすくわかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとするといった基本方針及び他都市分析の内容を踏まえて、方角・位置を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすいものを検討したとのことであります。具体的には、大阪城を中心とした方角・位置に基づくもの、大阪城を中心とした方角・位置に加え地勢を考慮したもの、各区位置関係による方角・位置に基づくものとして検討した結果、大阪城を中心とした方角・位置を基本としつつ、わかりやすく簡潔で、一つの着眼点で包括的に区名を表現できるものとして事務局案が示されたということです。また、区名を変更するプロセスとしては、本協議会での議論を得る必要があるということを確認しました。

そこで、事務局からの提案では、第一区の名称については東西区とあったが、北区より北にある東西と、必ずしも位置的な情報ではないということでもわかりにくいとの賛否意見が分かれていました。そこで我々の会派としては、東西特別区とされている第一区の市民の皆様を対象に、4月下旬、2,500人以上を対象としてきめ細かく電話調査を行い、その結果、全体のうちトータルで7割以上の市民の皆様が淀川区が望ましいとの回答でした。結果、改めて我々の会派としての意見表明の場において、東西区という事務局案を淀川区に変更するよう提案したい旨、5月28日、法定協議会において主張したところです。

さて、事務局からの提案では、第四区の名称については南区とありましたが、北、南という一般的なエリアを指す名称と、南区という名称が重なりわかりにくいなどと賛否意見が分かれておりました。そのため、今回は特別区の名称について、特別区の区割りで第四区に当たる南区に関して幾つか確認をさせていただきます。

会長、資料配付の許可をお願いいたします。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(徳田委員)

質疑続けさせていただきます。今お配りしておりますのは、4月6日法定協議会に事務局から提出された追加資料の一部です。事務局としては、大阪城を中心とした方角・位置・地勢についても検討したとのことです。また、東京特別区、政令指定都市の行政区名の由来分析もしております。事務局の分析では、大きく分けて方角・位置によるもの、地名に由来するもの、地勢に由来するもの、古典・その他に由来するものと分けをされているようです。

そこで事務局に3点伺いますが、第1に、東京都の場合、千代田区や港区が地勢に由来している区として資料に記載していますが、その由来は何か。第2に、東京都でほか地勢に由来する区はあるか。また、第3に、大阪市も同様に地勢を反映した現在の行政区名はあるか教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

地勢に由来する区名につきましては、その土地に存在する特徴的な自然物や人工物に由来する区名と考え、資料2をお示しさせていただいております。地勢に由来した東京都内の特別区名といたしまして、千代田区は、かつて千代田城と言われていた現在の皇居が区内に存在したことから、また港区は東京港が由来しております。そのほか、東京都内では台東区、墨田区、荒川区、江戸川区が地勢に由来した区名でございます。

地勢に由来した大阪市内の行政区名といたしまして、天王寺区は区内に存在する四天王寺に、港区は大阪港に、淀川区は淀川に、大正区は大正橋にそれぞれ由来したものでございます。

以上です。

(今井会長)

徳田委員。

(徳田委員)

ありがとうございます。東京都内の特別区名についても大阪市の行政区についても、地勢を反映した区名は多くあるということです。

さて次に、大阪市内の主要な商業地域が集まるエリアごとの人の流れについて把握をしたいと思います。

各特別区には交通機関が多く集まり、人の乗り降りが多い主要となるターミナルがあります。第一区における新大阪ターミナル、第二区における大阪・梅田ターミナル、第三区における難波ターミナル、第四区における天王寺・大阪阿部野橋ターミナルが主要なターミナルと言えます。そこで、それぞれの主要な駅の乗降客数を教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

特別区における主なターミナルの乗降客数について、平成27年度大阪市統計書より引用し副首都推進局で作成した1日当たりの数値を申し上げます。第一区にある新大阪ターミナルの乗降客数は約25万人、第二区にある大阪・梅田ターミナルの乗降客数は約237万人、第三区にある難波ターミナルの乗降客数は約90万人、第四区の花王寺・大阪阿部野橋ターミナルの乗降客数は約74万人でございます。

以上です。

(今井会長)

徳田委員。

(徳田委員)

第四区には天王寺・大阪阿倍野橋付近以外にも谷町九丁目、大阪上本町付近、鶴橋付近、桃谷付近が特別区内で乗降客が比較的多いターミナルと言えます。そこで、それぞれのターミナルにおける主要駅の乗降客数も教えてください。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

第四区における天王寺・大阪阿倍野橋付近以外の主な駅の乗降客数について、平成27年度大阪市統計書より引用し副首都推進局で作成した1日当たりの数値を申し上げます。谷町九丁目駅、大阪上本町駅の乗降客数は約14万人、鶴橋駅の乗降客数は約39万人、桃谷駅の乗降客数は約4万人でございます。

以上です。

(今井会長)

徳田委員。

(徳田委員)

ありがとうございます。事務局から回答がありましたとおり、第四区の中において一番大きいターミナルについては、ほかの追従を許さず天王寺・大阪阿倍野橋ターミナルが約74万人と最も多いことがわかりました。また、天王寺・大阪阿倍野橋ターミナルについては、大阪市内において、大阪・梅田ターミナル、いわゆるキタと、難波ターミナル、いわゆるミナミに次いで人が集まっている、いわば第四区の玄関口と言えます。多くの人が集まることに伴い、天王寺の付近一帯が商業集積地域を形成しており、特に近隣する難波ターミナルとは大阪市の南玄関として二分した機能を持っています。天王寺区の地勢上の由来は、推古天皇の時代に建立された聖徳太子ゆかりの四天王寺周辺の地域が古来より天王寺と使われていることですが、現在は商業集積地、大阪の南の玄関口としての地勢の意味合いも加わっていると言えます。こうした事実を踏まえ、我々の会派では8月上旬、南区とされている第四区の市民の皆様2,700人を対象としてきめ細かく電話調査を行うとともに、同じく第四区の市民の皆様1,000人を対象にインターネットによる調査を、つまり合計3,700人を対象に調査を行いました。その結果、天王寺、阿倍野、生野、東住吉、平野の5区全てにおいて、半数以上の市民の皆様が、南区よりも天王寺区が望ましいとの回答とともに、全体のトータルでは約7割の市民の皆様が、南区よりも天王寺区が望ましいとの回答でした。

そこで我々は、改めて我々の会派としての意見表明の場において、事務局案の東西区を淀川区に変更することと同様に、南区という事務局の名称案を天王寺区に変更するようこの場で提案をいたします。

私からは以上となります。

(今井会長)

次に、自民、花谷委員、お願いいたします。

(花谷委員)

自由民主党の花谷です。よろしくお願いいたします。

先ほど事務局から追加の資料で説明がありました。配付がありましたけれども、参考資料としてA、B項目関係の改革効果額の内訳なる資料、再度出ております。こういったことに関してご質問したいと思います。

法定協議会という場合は特別区設置協定書の作成を目的としておりまして、大都市法では協定書には特別区の名称や区域など法律で列挙されている事項を記載することが求められています。経済効果など、協定書の記載事項でないことからすれば、法定協議会で議論する必要はどこにもありません。府議会や市会で参考人を呼ぶなどいろんな手法がありますけれども、そこでしっかりと議論すべきだと思っています。

実際、前回の協定書を見ましても、経済効果や再編効果額といった効果についての記載はありません。この点を改めて事務局にお伺いします。前回の協定書では経済効果や再編効果額といった効果についての記載はなかったですね。お答えいただけますか。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

前回の協定書におきまして効果に関する記載はございませんでした。ただ、平成27年4月に行いました住民説明会では、説明パンフレットに再編効果額を記載し、住民の皆様にご説明したところでございます。

以上です。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

パンフレットのことは聞いてないんです。再度シンプルに、前回の協定書に効果の記載はありましたか。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

協定書には記載はございませんでした。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

そういったことで、協定書には書かれていなかったというのは事実でございます。経済効果が協定書の作成や制度設計とは関係のない入り口論である以上、法定協での議論は時間の無駄です。府議会、市議会で行えばいいと思っております。

ちょっとここで再度の質問なんですけれども、平成27年5月、住民投票で否決された特別区案の制度設計をした前回の法定協議会のパッケージ案には、特別区でなければ生まれない効果という意味で、再編効果額というものが示されておりました。私たち自民党は、制度改革に伴う効果ではない、大阪市を解体しなくても生まれる効果であると指摘し、当時の議会などで追及した結果、再編効果額と言っているものはそのほとんどが制度改革とは関係のないA、B項目や市政改革の効果額、職員体制の見直しに係る効果であり、これらを除けば効果額は生まれず、あっても1億円程度しかないということを明白にしました。

にもかかわらず、住民投票前に市内各区で開催された住民説明会で配付されたパンフレットには、再編効果額として、特別区、大阪府合わせて約3,386億円という数字が記載され、府民、市民をミスリードする広報が続けられました。今回の法定協議会でも改革効果額と言われているものが示されておりましたが、これまでの事務局からの答弁によりますと、改革効果額と言っているものは再編効果額と同様、特別区の設置にかかわらず、今の大阪市のままでも生まれる効果とのことでした。

このように、これまでの議論を通じ、特別区設置により生まれる効果はほとんどないことは既に明白になっています。にもかかわらず、副首都推進局は大都市制度の導入に伴う経済効果があるとして、無理やりそれをはじき出すため、民間事業者を巻き込んで、大都市制度改革の経済効果を先月発表されました。経済効果の調査結果やその内容については、詳しくは触れませんが、今述べたように特別区設置の効果と言われるものがさまざま提示され、何がどう違うのかもはや理解できませんし、市民、府民を混乱させるだけです。

そこでお伺いします。これまで大都市局や副首都局が再編効果額や改革効果額を示してきました。ところが、今回はそれとは別に、大都市制度導入に伴う経済効果の調査委託を行ったのはどうしてですか。

(今井会長)

川口課長。

(事務局：川口企画担当課長)

今回の大都市制度の経済効果に関する調査は、法定協議会等における大都市制度の効果を定量的に示すべきとの議論を受けまして、法定協や議会等での議論に資することを目的に、算定手法も含めて、事業者の専門的知見を活用して効果算出を行うという趣旨で調査委託を行ったものでございます。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

前回のように数値がひとり歩きしかねず、非常に危険極まりない話です。先ほども申し上げましたように、効果が生まれなことを議会で明らかにされたにもかかわらず、住民投票前に税金を使ってパンフレットにまで掲載されています。同様の事態になりかねないと思っています。

ところで、法定協議会の議論を受けて調査委託を行ったということでしたが、調査委託を行うか否か、法定協議会で議論したことは一度もないはずですが、経済効果の調査委託を行うきっかけとなった法定協の議論とは何を指して言っているのですか。お答えください。

(松井委員)

会長、ちょっと議会での議案にもかかわる話なので、ちょっと僕から一言。お願いします。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今、花谷委員は法定協議会での経済効果を研究者に委託したことについて、そもそも必要なかったという、そういう話をされてるんですけども、今回の経済効果を出していただくに当たりましては、府市両議会で知事、市長として提案をして、府市両議会の議決をもって、議会の議決をもって経済効果の発注はいたしております。予算提案してますからね。だから花谷委員の言われるのは、民主主義の議会の一員としての自己否定にもつながりますので、これはちょっと質問として成り立っていないと思います。これ自民党はこの議案に反対されましたかね。予算議案に。どうなんですかね、花谷委員。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

事務局、お答えをいただけますか。

(松井委員)

いや、ちょっと待ってください。どちらにしても、自民党が賛成だろうが反対だろうが、これは過半数をもって経済効果を算出してもらうために学者の皆さんにお願いするということが、議会の同意を得ております。したがって、花谷委員のそもそも必要ないということが質問としておかしいので。

(今井会長)

ちょっと待ってください。混乱してますから。ちょっと理事者答えてください。

(松井委員)

質問そのものがおかしい。自己否定やんか。

(花谷委員)

会長、会長。

(今井会長)

ちょっと、理事者答えやんといかん。

川口課長。

(事務局：川口企画担当課長)

花谷委員のほうからお尋ねのございました法定協議会での議論でございますけれども、昨年11月の第4回法定協議会におきまして、辻淳子委員のほうから、本来の制度改革をめざす効果について数字でわかりやすく示すなど、住民の皆さんに正しく伝わるようにする必要があるのでないかのご意見がございまして、これに対しまして松井委員のほうから、大都市制度の効果を数値化できるかどうかについて関係部局に指示して検討させるとのご発言がございました。この法定協議会での議論を受けまして、その後、吉村市長のほうから副首都推進局に対しまして、大都市制度改革の効果を数値化するための調査委託を検討するよう指示があり、府市の両議会で予算承認もいただきまして、今回、大都市制度の経済効果の調査委託を実施したものでございます。

(横山委員)

会長、ちょっと議事進行の確認。

(今井会長)

花谷委員、先に。

(花谷委員)

時間奪わんといてや。

(横山委員)

じゃあ時計止めていただいて結構なんですけども。議事進行に関する確認だけさせていただきます。

(今井会長)

横山委員ちょっとストップして。

花谷委員、ちょっと何か意見あったら。花谷さんの時間やから。

(花谷委員)

ただいまの答弁では、維新の辻委員からの意見をもって議論があったと述べているようでしたけれども、1人の委員から意思表示があって、知事、市長の判断、指示のもとで調査されただけの話です。法定協議会として議論して経済効果を調査委託するという意思決定を行ったものではありません。法定協議会として取り上げて議論しなければならないものではないことが明白です。そもそも辻委員の発言は、制度改革の効果が住民の皆さんに正しく伝わるようにとの発言でした。これは住民の皆さんが特別区の設置に効果があるかどうか入り口で判断するための材料が必要だという筋合いの意見であり、入り口論に対する意見表明そのものです。この点からしても、経済効果の議論は制度設計ではなく入り口論そのものということですので、府議会、市議会においてしっかりと検証していただきたい。当然私たちも府議会、市議会で議論を検証をさせていただきたいと思っております。

先ほどの維新の方の質問等々聞かせていただいても、区の名称についてはご意見がありましたけれども、制度については、これはいい制度だということばかりでした。制度の変更について議案の提案がないようであれば、変更の提案がないようであれば、一旦制度だけでも採決をして次に進めるべきだと思います。私たちは一刻も早く採決をしてこの法定協議会を閉じるべきだと考えております。

以上で質問を終えます。

(山下委員)

会長いいですか……。

(今井会長)

花谷さん、これで質問終わりやね。次行きます。

次に、公明、土岐委員、お願いいたします。

(土岐委員)

公明党の土岐でございます。よろしく願いいたします。

特別区の設置につきましては、既に特別区素案で示されているものだけでもイニシャルコスト、それからランニングコストを合わせて約1,000億円を超える膨大なコストを要するという事になっています。先日の大阪市での大都市・税財政特別委員会におきまして我が会派が指摘いたしましたけれども、この特別区の設置に伴って発生するいわゆる非技能労務職員の人件費増353億円、これが特別区のコストであるわけでありまして、入っていませんでした。市民をミスリードすることのないように、人件費もコストとして正しく示していくべきであるというふうに思います。この人件費のコストも含めるとさらにコストは積み上がりまして、素案で示された庁舎建設案の場合、1,500億円を超えることとなります。さらに、先ほど説明があったように総合庁舎を建設した場合はさらに約300億円コストが上振れするという事があります。このように、議論を重ねれば重ねるほど特別区の設置コストが上振れしているという現状があるということはまず指摘をいた

しておきたいと思います。

また、特別区を設置することによっていわゆる広域の一元化が図られ、大阪府民全体にもメリットがあるというふうにしているにもかかわらず、そのコストは全て大阪市民だけが負担させられる制度設計となっているということも、この点も問題があるということで指摘をいたしておきたいと思います。

特別区の設置につきましては、少なくとも1,500億円を超えるコスト、また総合庁舎を建設した場合には1,800億円を超えるコストが発生し、さらにコストの上振れも懸念されますけれども、このような膨大なコストをかけるだけの意味があるのかどうか。これは本当に徹底的に、そしてまた慎重に議論をしていかなければならないと、このように考えています。

今日事務局から3つの資料が先ほど提示されました。そのことについてまずお伺いしたいと思いますが、まず特別区設置に伴う組織体制、いわゆる部門別職員数について確認したいと思います。資料1枚目裏面にあります資料の目的・位置づけにおいて、本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会における特別区の部門別職員数についての質疑を受け作成というふうに記載されてありますけれども、具体的にはどの質疑を指すのか、まずお聞きします。

（今井会長）

世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

今回の資料につきましては、4月25日の第10回特別区設置協議会の山田委員の質疑における要望を受け、市長と相談の上、内容を検討し、作成提出したものでございます。具体的には、山田委員から、平成28年度時点の事務事業を前提に、大阪市が4つの特別区になるという一定の仮定を置いた上で、積み上げにより算定した部門別の職員数を、平成28年度時点の大阪市の職員数と比較するなどにより、中核市をベースに算出した職員体制で大阪市の行う住民サービスが維持できるのかを検証することについての要望があったものでございます。

以上です。

（今井会長）

土岐委員。

（土岐委員）

それでは次に、この質問を踏まえて本資料を作成したということでありまして、あえて確認いたしますが、この資料は何を検証するために、あるいはどういう目的で作成されたのかお答えください。

（今井会長）

世古口課長。

(事務局：世古口組織体制担当課長)

山田委員の質疑を受けまして、特別区の部局別職員数を本市の現員数と比較することは、協議の参考になるとの考えから作成したものでございます。

以上です。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

協議の参考になるから作成したということであります。この組織体制の主要な論点は、いわゆる中核市をモデルに算出した職員数でも、現在の大阪市の住民サービスが維持できるかどうかという点であります。我が会派はこの間、特別区素案に示された部門別職員数をもとに、現在の大阪市の住民サービスが維持できるのかどうかの検証を行うべく、質疑を展開いたしてまいりました。これに対して副首都推進局は、素案で示した部門別職員数は、あくまでもイメージにすぎないと。また、総数でもって今の大阪市の職員数を上回っているので問題ないと、こういう答弁を繰り返すだけで議論が深まっておりませんでした。先ほど答弁がありましたように、4月25日の当協議会におきまして我が会派から、平成28年に大阪市が4つの特別区になるという一定の仮定を置いた上で、積み上げて、4つの特別区の部門別職員数を算出し、平成28年時点の大阪市の職員数と比較してはどうかと、このように提案をいたしたわけであります。そうすれば、イメージではない数字で一定検証することができるということであります。

そこで確認しますけれども、今回出されたこの資料で示された数字については、特別区素案とは異なってイメージではないと、このように理解してよろしいでしょうか。

(今井会長)

世古口課長。

(事務局：世古口組織体制担当課長)

素案及び今回の資料ともに、大阪市が4つの特別区になるという仮定のもと、基本的に平成28年度ベースで算定しているものでございます。ただし、委員ご要望のうち、積み上げによる算定に関しましては、特別区への移行時期や、その時点での事務事業の状況の反映、部、課、事業所の編成や職種別必要数の精査、さらには管理職ポストの設置など、さまざまな事項を考慮する必要があることから、相当の時間を要することとなるため、設置準備期間中に行うことが適切と考えており、今回の資料では行っておりません。

資料につきましては、現員数と比較する観点から一定の条件を設定して部局別職員数を算定したものでございますが、素案でお示したものと同様確定したものではないため、イメージとしてお示ししております。

以上です。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

今回の数字についても、あくまでもイメージにしかすぎないと。また、職員総数の算出の考え方は変えないと、こういうことでもあります。特別区の職員総数については一切見直さないというふうに理解されるわけですが、イメージということでは、組織体制の主要な論点である中核市をモデルに算出した職員数でもって現在の大阪市の住民サービスを維持できるのかどうか検証できないというふうになると思いますけれども、この資料でどのような議論をせよというのでしょうか。

(今井会長)

世古口課長。

(事務局：世古口組織体制担当課長)

特別区の職員体制につきましては、人口と職員総数の相関関係を踏まえ、現実に運営されている近隣中核市をベースに、中核市権限を上回る事務や生活保護などの本市の特性を反映する加算を講じることで、職員の総数を算定しているものであり、現在のサービスを維持するのに必要な体制を確保しているものと考えております。

今回の資料は、ご指摘の検証を直接行っているものではございませんが、この職員総数を大阪市の特性を反映した組織別現員数構成比で配分することにより、いずれの部局におきましても特別区4区合計で現員数より多い職員数となっております。資料につきましては、特別区の部局別職員数と本市の現員数を比較しやすく示しておりまして、協議の参考にしていただければと考えております。

以上でございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

これは資料の参考にはなりません。ご指摘の検証を直接行っているものではないということですから、この法定協議会でそういう質疑をしてくるわけですから、きちっと指摘したものを検証すべきであります。本当に必要な体制が確保されているということは言えないというふうに思います。本市の特性を反映させた加算を行っているのは、わずか生活保護を含めて3つの事務事業だけあります。この限られた事務を本市の特性として中核市モデルに加算するだけで、大阪市の住民サービスが維持されるという保障にはなりません。人口10万人当たりで近隣中核市の4倍の住戸がある市営住宅、幼児教育の無償化、子供医療費助成、塾代助成を始めとしたその他多くの大阪市独自の手厚い住民サービスについては全く考慮されていないと言わざるを得ません。

また、特別区素案では、住民の利便性を考えて、近隣の中核市には置いていない地域自

治区事務所を設置して、これまでの区役所で実施されてきた窓口サービスを維持するというふうにしておられますけれども、この点、近隣の中核市では窓口サービスを支所で行っているが、素案で示されている地域自治区事務所の業務体制よりもはるかに小さいのではないかと、このように考えています。我が会派としては、職員総数が素案のままであれば、結果的に人が足りなく住民サービスが低下する、そういう事態が起り得るのではないかと強く懸念をいたしています。

この素案の職員総数が、もし今提示されてるものが正しいというのであれば、各特別区の部門別に必要な職員数の積み上げを一度やってみてください。そして、部門別職員数の合計がこの素案で示されている特別区ごとの職員総数と同等になると思います。そういった考え方のもと、我が会派としてはこの素案に示された職員総数で住民サービスが維持できるかどうかを真摯に議論し、検証するために、このような部門別の必要な職員数の積み上げを要望してきているわけであります。

しかしながら、今回提出された資料については結局、中核市ベースでの職員数で住民サービスを維持できるという特別区素案の考え方で示した制度、職員数ありきでありまして、それぞれの部門で個々のサービスを維持できるのかどうかという、いわゆる市民目線に立った議論をするつもりが全くないのではないかと評価せざるを得ません。きわめて不誠実な姿勢であるというふうに指摘したいと思います。

現在、区割りを4区B案とした上で真摯に議論を行っているところでありますから、こういったことでは議論をさらに深めていくことはなかなかできないのではないかとというふうに申し上げておきます。

資料に記載しているように、協議の参考に資するというのであれば、まずイメージではなくて、個々の業務に係る職員数を積み上げた4つのそれぞれの特別区の部門別職員数をしっかり示すべきであります。示された資料をもとに中核市をモデルに算出した特別区素案の職員数で、政令指定都市としての大阪市が行う住民サービスが特別区になっても本当に維持できるのかを検証する必要があるということ強く申し上げておきたいと思えます。

それでは次に、特別区設置に伴う庁舎コストについて、これも確認をさせていただきたいと思いますが、この資料の目的・位置づけについては、庁舎のあり方に関する議論を深めるための参考資料ということであります。先ほどの説明では、新庁舎の場所については、具体的な土地を前提とせず、現在の行政区庁舎の近隣に建設するというふうにしてはいますが、近隣に土地が確保される保障があるのでしょうか。あるのであれば言ってください。

また、総合庁舎を建設した場合は、特別区素案に示されているものよりも約300億円コストが上振れするというようなことであります。庁舎コストの算定の前提が、特別区素案の職員総数をベースにしているままであります。そもそも職員体制の議論においては、中核市をモデルとして若干の要素を加味して算出した特別区素案の職員数で、現在の大阪市の住民サービスを本当に維持できるのかどうか、これは議論を深めていくべく、部門別職員数の資料の要求を行いましたけれども、先ほど指摘しましたように4カ月たってもこの議論を深めるに値する資料の提出はなされていないということであります。職員体制の議論の結果、特別区素案の職員数では、現在の大阪市の住民サービスが維持できないため

に、総合庁舎の職員が増えるということになった場合は、今回示されている庁舎コストはどのようになりますか。

(今井会長)
松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

今回お示いたしました特別区設置に伴うコストにつきましては、特別区素案との比較が可能となるよう、特別区素案における部局別職員数に基づくコスト試算を行ったものでございます。庁舎整備コストにつきましては、対象職員の範囲や、庁舎への職員配置の考え方、議員定数などさまざまな項目に関しまして一定の条件を設定した上での試算としておきまして、それらに変更が生じた場合はコストに影響する可能性があるため、試算額は幅を持ってご覧いただく必要があるものと認識しております。

職員体制につきましては、特別区素案でお示しております職員総数により現在のサービスを維持できる体制を確保しているものと考えておりますが、仮に委員お尋ねのように総合庁舎の対象職員が増加した場合には、庁舎整備経費も変動が生じるものと考えております。

以上です。

(今井会長)
土岐委員。

(土岐委員)

当然ですね。今回、総合庁舎整備として300億円のコスト増が示されましたけれども、今後の職員体制の議論いかんによっては、これがさらに上振れするということであります。今回示された資料についてはあくまで素案の職員数をもとに算定されたものでありますから、特別区設置に係るコストを厳しく精査すべきであるという観点からは問題があります。職員体制についての議論が深められていない現状においては、この資料をもとに庁舎のあり方について議論を行ったとしても、議論そのものが無駄になりかねず、繰り返しになりますけれども、まずは職員体制についての議論を深める必要があるというふうに指摘をしておきたいと思っております。

それでは最後に、この財政シミュレーションの資料について確認したいと思います。まず今回示された資料について、この間、我が会派が主張してきた大学のキャンパス、さらに弘済院の建てかえなどの将来発生することが想定される経費、さらには京阪中之島延伸、リニア大阪、北陸新幹線などのビッグプロジェクトの経費などについては相変わらず盛り込まれていません。これらを盛り込むと特別区も大阪府ももっと厳しいシミュレーションになるはずではないかということをご指摘しておきたいと思っております。

今回示された資料においてお聞きしますけれども、前回のシミュレーションとの数字の違いは何でしょうか。そして、その主な原因については何かお教えいただきたいと思っております。

(今井会長)

楠見課長。

(事務局：楠見財政調整担当課長)

お答えいたします。全体といたしましては収支の傾向に大きな変化はなかったものと考えておりますが、シミュレーションの前半は収支が一定改善し、後半は若干悪化する試算結果となっております。これは、シミュレーションのベースとなっております市の粗い試算の収支の変化に伴うものでございます。

なお、特別区設置を平成34年度と仮定しておりますが、それまでの期間で市の粗い試算の収支に改善が見られるため、シミュレーションのスタート地点の財政調整基金財源活用可能額は前回試算より約300億円増加しております。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

たった1年後に時点変更するだけで、これだけ数字が変動しているということでありませう。これだけ大きな数字が変動するのは、市の粗い試算の数字を一定年度以降は横置きして財政シミュレーションに反映させているからであると言わざるを得ません。財政シミュレーションがいかに机上の算定にすぎないものであるかということが明確になりました。今後、職員体制の議論の結果、特別区素案の職員数では現在の大阪市の住民サービスは維持できないため、職員が増えるということとなった場合、今回示されている財政シミュレーションはどのようになるのでしょうか。お聞きいたします。

(今井会長)

楠見課長。

(事務局：楠見財政調整担当課長)

お答えいたします。

職員体制につきましては、特別区素案でお示ししております職員総数により現在の住民サービスを維持できる体制を確保しているものと考えておりますが、仮に当協議会での議論によりまして職員総数に変動が生じれば、財政シミュレーションに加味している組織体制の影響額に異動が生じることになると考えております。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

繰り返し申し上げますけれども、膨大なコストをかけて特別区を設置したとしても、現

在の大阪市の住民サービスが本当に維持されるのかどうか、これを検証、議論を行うということがきわめて重要なわけであります。今回財政シミュレーションが示されましたけれども、先ほども指摘しましたように財政シミュレーションは不確定要素のもとに成り立っており、何ら約束されるものではありません。また、少なくとも次の2つの点について徹底的な議論を行うと、今回示されているものよりもさらに厳しい財政シミュレーションになるのではないかと思います。

1つは、本日の質疑で明らかになったように、組織体制の主要な論点である、いわゆる中核市をモデルに算出した職員数でもって、現在の大阪市の住民サービスを維持できるのかどうかという点であります。

そしてもう1つは、この間我が会派が繰り返し指摘している特別区素案では、大阪市の財源を単に付け替えただけの財政調整制度が論点にあるというふうに思います。先ほども指摘しましたように、議論を重ねると、この特別区のコストはどんどん上振れしていく現状があります。職員体制の議論いかんでは、人件費コストや庁舎整備コストが上振れし、より厳しい財政シミュレーションになっていくことは間違いないと思います。

また、財政調整制度については、我が会派はこの間、大阪市から大阪府に移管し、大阪府が新たに行うことになる事務のうち、大阪全体の成長、都市の発展などの事務についてまで、大阪市の財源を単に付け替えて財政調整財源を充当する財政調整制度の制度設計が市民目線となっていないということも何度も申し上げてきました。財政調整財源は大阪市民だけが負担するものでありますから、どの事業に充当されるべきものなのか、より丁寧かつ慎重な議論が必要であると考えます。大阪市民だけが負担する財源を本来大阪府民全体で負担すべき事業にまで充てるのであれば、特別区設置目的の一つである基礎自治機能の充実にもつながらなくなってしまいます。単なる財源の付替えというふうになってしまいかねません。特別区素案の財政調整制度は見直すべきであるということを改めて指摘をしておきたいと思えます。

また、こうした議論の結果、大阪市から大阪府に移管する事務に府税を充当することになった場合、今回示されている大阪府の財政シミュレーションはさらに厳しい方向に向かうのではないかと考えられます。

このように、特別区素案ありきではなくて、特別区素案に示された職員体制や財政調整制度などについて、市民目線、住民サービスの維持向上の観点からさらに議論を行い、こうした議論を反映した財政シミュレーションでもって議論が深まっていくのではないかと、このように主張いたしました。私の質疑を終了いたします。ありがとうございました。

(今井会長)

続いて、山田委員。

(山田委員)

公明党の山田でございます。引き続き質疑をさせていただきます。

この間何度も申し上げてまいりましたが、政令指定都市大阪を廃止すると、やはり現行法上ではもう二度と政令指定都市に戻ることはできません。しかし、この特別区設置には副首都推進局の最低の見積もりでも庁舎建設案の場合1,500億円もの膨大なコストを要

します。本当に特別区の設置のために1,500億円ものコストをかけるだけの意味があるのか、徹底的な議論をしておかなければならないと考えます。

この間、我が会派は2つの観点から、1つ、大阪市民の立場に立った制度設計になっているのか、2つ目、特別区はチーム特別区ではなく、4つの独立した自治体であり、個々の特別区の立場に立った制度設計になっているのか、こういう観点から、特別区素案で示されている制度設計が本当に住民サービス向上につながるのか、将来にわたって特別区の財政運営が成り立つのか、こういう観点について質疑を行ってまいりました。

特別区素案では、広域機能を大阪府に一元化して、大阪府が大阪全体の成長、都市の発展、安全安心にかかわる事務を行うこととし、財政調整制度により、その財源も全て大阪府に移転することとなっています。8月6日の大都市・税財政特別委員会において、公園を例にとって素案の制度設計の問題を指摘させていただきました。

会長、ここで資料配付の許可をお願いいたします。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(山田委員)

時間ございませんので、進めさせていただきます。

特別区設置後の大阪府営公園は全部で22となります。次の2種類に分かれます。1つは服部緑地、久宝寺緑地、浜寺公園などの従来から大阪府営公園である17の公園。もう一つは、天王寺公園、大阪城公園などの新たに大阪府営公園となる5つの公園。これらの22の公園は次の点で共通いたします。1つは、公園管理者は全て同じ大阪府。もう一つは、公園の設置目的も同じで、大阪全体の成長、都市の発展に必要なもの。さらに、都市公園法に基づき設置されてる点でも同じであります。にもかかわらず、新たな大阪府営公園となる5つの公園の負担は、市町村財源である財政調整財源を充てるため、特別区民だけが負担します。東西区民はみずからの区域に5つの公園がないにもかかわらず、もともと大阪市民であったという理由だけで負担をいたします。というように、特別区民だけが特別に負担させられる制度設計になっております。もしこの5つの公園の維持管理について、880万人大阪府民全体で負担すれば、それぞれの特別区に配分される財政調整財源が増えることとなります。そうなれば、同じ公園でも八幡屋公園や靱公園などそれぞれの特別区所管の住民に身近な公園について、例えば遊具の増設や改修など、各特別区の判断で今以上に行うことも可能になるとも思われます。

高等学校についても同じような問題を含んでいると認識していますので、本日は事務の配分に応じて単純に財源を付け替えるだけの特別区素案の財政調整制度の問題点について明らかにしていきたいと思えます。

素案の制度設計に係る質疑に入る前に、まず、平成28年4月に特別支援学校12校が大阪市から大阪府に移管されました。特別支援学校の運営に係る経費の負担について、財源の移管を含めてどのような整理がなされたのか確認を行いたいのので、よろしく願いいたします。

(今井会長)

橋本課長。

(事務局：橋本事業再編担当課長)

特別支援学校は、学校教育法第80条の規定により都道府県に設置義務があることに鑑み、平成28年4月に大阪市立特別支援学校全12校を大阪府へ移管したところでございます。移管後の学校運営に係る経費につきましては大阪府において負担しており、大阪市からの財源移管は行っていないところでございます。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

ただいまのご答弁では、特別支援学校12校の運営に係る経費は大阪市から大阪府に財源を移管することなく、ほかの府立の特別支援学校と同様に880万人大阪府民全体で負担しているところでございます。880万人の大阪府民全体で負担することにより、すなわち府税を充てることによって、大阪府が行う特別支援学校の運営事務について、大阪市が行っていた場合に比べて何か変わったことがあるのかお答えいただけますでしょうか。

(今井会長)

橋本課長。

(事務局：橋本事業再編担当課長)

大阪府への移管に当たりましては、教育水準を低下させることのないよう府市間で調整を行い、移管を行っているところでございます。移管以降、大阪府教育庁におきまして、大阪府教育振興基本計画を踏まえた運営方針のもと、支援教育の充実や学校運営の効率化に向けて取り組まれており、今後も一人一人の教育的ニーズに応じた支援教育の充実に努めていくと聞いております。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

大阪市を存続させたまま既に大阪府に移管した特別支援学校12校については、880万人の府民全体で負担しても何の問題もなく事務を行うことができているということが確認できました。

次に、高等学校について確認したいと思います。先ほど配付させていただいた資料の裏面を参考に見ながらいただければと思うんですけども、大阪府域の高等学校は、先ほどの公園と同様に大きく2つの2類型に区分されます。1つは北野高校、天王寺高校などの従来からの大阪府立の高等学校。もう一つは桜宮高校、汎愛高校、生野工業、住吉商

業高校などのもともと大阪市立の高等学校で、特別区の設置により新たに大阪府立の高等学校になるもの。特別区素案では、大阪市から大阪府に移管する事務には全て財政調整財源が充てられることから、桜宮高校や汎愛高校などの特別区設置に伴い新たに大阪府立の高校について、その学校運営事務費は、本来市町村財源である財政調整財源を充てる制度設計になっております。しかしながら、消防や下水道とは異なり、高等学校の運営事務は大阪府域全体の一体性、統一性は求められても、いわゆる旧大阪市域である特別区域における一体性、統一性を求められるものでもなく、特別区域を通じて大阪府が一体的に処理することの必要性もないのではないかと思います。

そういう観点から引き続き質疑を行います。まず特別区素案では、高等学校の事務は大阪府に移管するとされていますが、その考え方について教えてください。

(今井会長)

中野課長。

(事務局：中野事務事業担当課長)

お答えいたします。

高等学校につきましては、通学範囲が広く、また多様な課程、学科等を備えて専門的な教育を行うことから、広域的な視点で一元的に実施することにより、高等学校教育の充実、効率化を図ることが可能になるという考え方に基きまして、大阪府の事務としております。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

大阪府域全体で広域的な視点で一元的に実施するということでありまして、また、大阪府立の公立高校の通学区域は今府域全域であることからしても、大阪府域全体の一体性、統一性は求められても、特別区域における一体性や、特別区域を通じて大阪府が一体的に処理することの必要性はやはり求められていないんじゃないかというふうに思います。北野高校や四條畷高校などの従来からの府立高校の運営事務は特別区設置後も引き続き880万人の府民全体で負担いたします。にもかかわらず、特別区素案では桜宮や汎愛高校などの特別区の設置に伴い新たに府立の高校となる学校運営事務には270万人の特別区民、大阪市民だけが負担する財政調整財源を充てる制度設計になっているのがおかしいんじゃないかというふうに思います。なぜ特別区の設置に伴い新たに府立の高校となる学校運営事務に特別区民だけが負担する財政調整財源を充てることとしたのか教えていただけますでしょうか。

(今井会長)

楠見課長。

(事務局：楠見財政調整担当課長)

お答えいたします。

財政調整制度におけます特別区と大阪府の財源配分につきましては、住民に身近な事務は特別区、大阪全体の成長、都市の発展、安全安心にかかわる事務は大阪府とした役割分担に基づきまして、大阪市が現在実施しております住民サービスを特別区と大阪府が適切に実施できるよう、必要な財源をそれぞれに配分することを基本といたしております。委員ご指摘の学校運営事務につきましても、ただいま申し上げました考え方に基づき配分したところでございます。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

考え方はそうなんでしょうけれども、ちょっと納得いくようなお答えではないと思います。平成25年11月に大阪府教育委員会と大阪市教育委員会が連名で大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画というのを策定しております。本来はそれぞれの教育委員会がそれぞれの高等学校の再編整備計画を作成するんですけども、なぜ府と市あわせた再編整備計画になっているかについては、この計画を見ますと、多様な課程や学科等を備える高等学校教育については、広域的な視点で対応することがより効果的、効率的であるという観点から、府立高校、市立高校については、再編整備方針の具体化に当たり、市立高校も大阪府と同じ考えに沿って検討することが必要であるとされておりまして、学校の統合や学科等の改編については、現在でも大阪府域全体の一体性、統一性を目指しているところでもあります。にもかかわらず、4つの違う自治体である特別区域の一体性、統一性の観点から、特別区の設置に伴ったら、新たに大阪府立の高校となる学校運営事務に特別区民だけが負担する財政調整財源を充てる特別区素案というのは到底容認できるものではないということは指摘しておきたいというふうに思います。

最後に、新たに大阪府立の高校となるもののうち大阪市域外にある高校、すなわち枚方市にある大阪市立高校について伺います。この枚方市にある大阪市立高校については、平成26年1月28日の府市統合本部会議において、この特別区の設置とは関係なく、関係者理解などの条件が調い次第、大阪市から大阪府に移管することが確認され、大阪市と大阪府のそれぞれの戦略会議において移管が決定されております。その際、この枚方市にある大阪市立高校について、移管後の学校運営経費は誰が負担することと整理されていたのか、財源の移管を含めて確認したいので教えてください。

(今井会長)

橋本課長。

(事務局：橋本事業再編担当課長)

枚方市にある大阪市立高等学校を大阪府に移管する際の移管後の運営経費につきましては、平成26年1月28日の大阪府市統合本部会議におきまして、大阪府において負担する旨

が確認され、その後開催されました府の戦略本部会議、大阪市の戦略会議におきまして同様の決定がされたところでございます。また、大阪市から大阪府への財源移管は想定されていないところでございます。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

ただいまの答弁を整理しますと、枚方市にある大阪市立高校の学校運営経費については、特別区が設置されず、大阪府が存続した場合は大阪府、大阪市の方針に基づいて、880万人府民全体で負担しますが、大阪府を廃止するこの特別区素案では270万人の特別区民だけが負担するということとなります。なぜ特別区素案において現在の大阪府、大阪市の方針を転換して、単なる財源の付替えを行って、特別区域外にある大阪市立高校について、270万人特別区民負担とする財政調整財源を充てる制度設計としたのか、ご答弁をいただけますでしょうか。

(今井会長)

楠見課長。

(事務局：楠見財政調整担当課長)

お答えいたします。

財政調整制度の制度設計に当たりましては、現在大阪府が担っている機能のうち広域機能については大阪府に一元化し、基礎自治機能を特別区が担うという役割分担を徹底した上で、特別区と大阪府が現行の住民サービスを適切に提供できるよう、必要となる財源を配分するという制度設計をしており、素案においてこうした制度設計の考え方をお示したところでございます。

委員ご指摘の枚方市にあります大阪市立高校につきましては、条件が調べれば大阪府に移管する方針が確認されておりますが、現状として引き続き大阪府が運営を担っており、地方交付税措置も大阪府に対して行われているところでございます。財源配分の制度設計上は、こうした現状のもとで行っているところでございます。

なお、特別区設置の日までに移管が実現した場合には、必要に応じて知事と市長で調整されるものと考えております。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

何度も指摘しておるんですけれども、この新たに大阪府立の高校となるものの運営事務に財政調整財源を充てているこの特別区素案は、高校が大阪府域、市域外にあるかどうかにかかわらず、到底納得できるものではございません。加えて、大阪府域外、特別区域の

外にある、すなわち枚方市にある大阪市立高校については、この特別区素案では、現在の大阪府、大阪市の方針を転換し、今の方針よりも大阪市民の負担が重たくなる制度設計であるだけでなく、特別区域外にあるにもかかわらず、特別区域の一体性、統一性という理由で財政調整財源を充てていますという点で、何重にもおかしいということを指摘しておきたいと思います。

特別区素案にもあるように、特別区の設置目的とした2つの柱があり、1つは広域機能の一元化、もう一つは基礎自治機能の充実であります。特別区の設置に当たっては1,500億円を超えるコストが発生し、これらは全て大阪市民が負担することになります。府域全体での高等学校の適正配置を実現するために大阪府に移管し、特別区の設置に伴い新たに大阪府立の高校となる桜宮高校などの学校運営事務に、約270万人だけが負担する財政調整財源を充てずに、ほかの従来からの大阪府立高校と同じく880万人府税で負担すれば、その分特別区に配分される財政調整財源が増え、同じ学校事務でも各特別区の判断で、ほかの住民サービスを削ることなく、例えば小中学校、幼稚園のエアコン設置増設、将来発生が確実とされる南海トラフ地震に備えての小中学校の校舎・ブロック塀の耐震化、そういったものを行うことができるとも考えます。しかしながら、単なる財源の付替えを行っただけの財政調整制度としている素案では、仮に特別区長がエアコンの設置増設やブロック塀の耐震化などを行う場合には、特別区に新たな財源が生じないために、ほかの住民サービスをスクラップすることになるんじゃないかと思えます。現在は区割りを4区B案とした上で議論を行っているところでございますが、この財政調整制度についても市民目線、基礎自治機能の充実という観点からさらに議論を深める必要があると思えます。

本日は、公園、特別支援学校、高等学校を例に挙げて質疑を行いました。この間、繰り返し申し上げてるんですけども、消防や下水といった事務に財政調整財源を充てるということは一定理解はできます。しかしながら、この特別区の設置に伴って新たに大阪府が大阪全体の安全安心、都市づくりの一体性を確保するために実施する広域事務に財政調整財源を充てるべきではないと考える事務、また、少なくとも財政調整財源を充てるかどうか真摯に議論しなければいけない事務は、今日の公園、高等学校だけでなく、他にも河川や幹線道路、精神保健福祉センターなど他にもたくさん考えられます。8月6日の特別委員会でも申し上げましたけれども、議論を深めていくためにも、大阪府に移管し、大阪府が大阪全体の安全安心、まちづくりの一体性を確保することになる事務について、特別区域内でどのような一体性、統一性を確保するのか、またそれによって特別区、特別区民にどういうメリットが生じるのかといった資料を今後しっかりと示していただきたいということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

(今井会長)

次に、共産、山中委員、お願いいたします。

(山中委員)

4区B案ということでここ何回か議論してきていますが、引き続きよろしくお願いたします。

前回2015年は5区だったわけですが、今回は4区です。政令市大阪市をつぶして、一区

は60万人、二区は75万人、三区は71万人、四区は64万人と、人口規模でいえば4つの政令市をつくるにほぼ等しいわけです。まず最初に、改めてニア・イズ・ベターはどこに行ったのか。こんなことでいいのでしょうか。お答えください。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

人口規模の大きい特別区でニア・イズ・ベターとは言えないのではないかとお尋ねでございます。特別区制度につきましては、現在の大阪市よりも人口規模が小さい複数の基礎自治体が設置されまして、それぞれの区において選挙で選ばれた区長及び区議会のもと、より地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することが可能となり、より住民に身近な単位で行政サービスが最適化されると考えております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

いつもそうおっしゃいますけれども、出発点は、基礎自治体は30万人ぐらいが適当だというふうにおっしゃっていたそのことから見ると、やっぱり大きな後退であることには違いがありません。固定資産税などを取り上げられて半人前の自治体になるにもかかわらず、図体だけは府内でも堺市を除けばどの区も4区とも最大の東大阪市を超えるということになりますよね。ニア・イズ・ベターなんていうのはこのところ耳にもしなくなったような気もいたします。要するに、ニア・イズ・ベターの看板を下ろしてまで4区にすることだと私は思います。それは庁舎建設などのイニシャルコスト、あるいは職員増などのランニングコスト、これら特別区設置に伴うコストを抑制するためにほかならないと思います。

しかし、4区にするとしても、まともな基礎自治体、皆さん方は中核市並みというふうにもいつもおっしゃいますけれども、こういうものにしようとするれば膨大なコストがかかるということは先ほどからも議論ありました。これは避けることはできません。私たちは既に800億円を超えるイニシャルコストがかかるということを、そういう試算を示させていただいています。今日は1,500億という数字も出てますが、このたび総合庁舎案、こういうものも示されました。この総合庁舎案は、ご説明にもありました、今回の資料にも書かれているように、この協議会での質疑を受けて参考にするためにという、そういう意図だというふうにおっしゃいますが、意図はどうあれ、もともとの素案の庁舎案ですね、既存の保有庁舎、現区役所などに、部署なんか全くかわりなくとにかく職員を数字上詰め込んで、それでも不足する一区と四区のみぎりぎりの庁舎を建設するというこの素案の庁舎案、この考え方はやっぱり既に破綻しているというか、もうあり得ないということではないですか。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

特別区素案におきましては、庁舎整備に関しまして、コスト抑制の観点を重視し、既存庁舎の活用を前提としております。今回の資料におきまして、これまでの法定協議会におきまして総合庁舎を建設した場合のコスト試算を行うべき等のご意見があったことを踏まえまして、可能な範囲で一定の条件設定を行い作成したものでございます。今後、特別区素案に加えて、今後の参考資料もあわせて庁舎のあり方に関して議論を進めていただければと考えています。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

そういうご答弁ですけれども、いずれにしてももともとの素案の庁舎案というのは検討に値しないからこそ今回の案を出さざるを得なかったわけだと思いますので、何もかも、あれもこれも議論の対象にするということではなくて、この素案については取り下げるべきだというふうに申し上げておきます。

それで、今回の総合庁舎案について少し伺いたいと思います。第二区を除いて一区、三区、四区で総合庁舎を建設するということですが、まず建設期間中の民間ビルの借上保証金ですね、これがおかしいんじゃないか、ちゃんと計上されていないんじゃないかと思うわけです。というのは、総合庁舎案では執務室面積で7万㎡もの庁舎を建設しなければいけないにもかかわらず、素案と同じ3万㎡分しか賃借しないことになっていますけれども、これはどういうことでしょうか。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

特別区素案では、特別区設置から新庁舎完成までの期間、既存庁舎を活用した上でなお不足する執務室面積につきまして、暫定的に民間ビルを賃借することといたしております。今回お示ししました総合庁舎案におきましてもこの考え方を踏襲しており、不足する執務室面積は変わらないため、賃借する面積も同じとなっております。

以上です。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

つまり建設後に総合庁舎に移る職員は、建設中は今の区役所などに詰め込まれると、そういうことですよ。つまり建設中の3年半から4年間はやっぱりタコ足で甘んじようということ、何のことはない、素案と同じということですね。

それで、この総合庁舎案の最大の問題というか疑問は、素案で本庁所在地というふうになっている、例えば一区でいえば淀川区役所、三区は西成区役所、四区は阿倍野区役所というこの各現区役所に議会などは詰め込んだ上で、その近隣に総合庁舎を建設するというふうになっていることです。総合庁舎を建設するためには、今回の案でいくと少なくとも一区については1万793㎡、三区は1万7,782㎡、四区は1万1,862㎡、これだけの土地を確保する必要があるわけですが、これだけの敷地、土地ですね、特別区全域で広く探せばあるのかもしれませんが、例えば第四区で阿倍野区役所の近隣に1万7,000㎡もの庁舎建設用地を求めると。近隣というのはどの程度が近隣かというのともわかりませんが、これ余りにも非現実的だと言わざるを得ないと思うんですが、なぜこんな非現実的な案にしたんでしょうか。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

これまでの法定協議会におきまして、職員を集約した総合庁舎を建設した場合のコスト試算を行うべきなどの指摘があったことを踏まえまして、特別区素案でお示しした本庁舎の近隣に建設すると仮定して試算したものでございます。このため、今回の資料につきましては、本庁舎近隣の土地単価や指定容積率を用いるなど、特別区素案と異なる条件の設定の上、コスト試算を行っております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

ですから現実味があるとか何とかそういうことは全く考慮しないで、そういう議論があったからつくっておこうみたいな形で机上で幾ら絵を描いても仕方がないと私は思います。ですからとても本気で総合庁舎をつくる案を検討しようとしているとは思えませんし、どンドンこうやって資料だけがが増えていくという散漫な議論というのはいかかなものかというふうに思います。

それで、この総合庁舎案は、例えば議員定数についても中核市並みなんていうことは全く無視をして86のままにしているだとか、それから以前も質疑をいたしましたけれども、建設期間中の民間ビルの賃料ですね、これは全く算入していないとか、いろいろ問題はありますけれども、それでも、だからコスト抑制という素案と同じ立場に立って作成してもイニシャルコストが庁舎関連だけで637億円です。素案の341億円のほぼ倍ということですね。ですからシステム改修などを入れたらまさに800億円は優に超えていく、800億円を超えていくという、そういう金額です。いずれにしても特別区にするメリットというの

は皆無というのははっきりしている上に、これだけの膨大なイニシャルコストがかかる。議論をすればするほど、議論に応じていろんな資料をつくればつくるほどまたコストは増えていくということもはっきりしているわけで、このこと一つをとってみても、大阪市を廃止して特別区に分割するなどということはどだい無理な相談であって、市民の理解はこれ以上議論しても到底得られないと思いますけれども、いかがでしょうか。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

特別区素案におきましては、大阪府に広域機能を一元化し、副首都大阪の都市機能の向上を強力に進め、大阪の成長を実現すること、また基礎自治機能を充実し、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現することを目指した制度設計としております。特別区設置の意義効果といたしまして、広域自治体と基礎自治体の役割分担が徹底され、大阪府は広域的な視点のもと、大阪の成長発展、圏域の安全安心に関する取組みを迅速、強力かつ効果的に進めることができることとなること、また、特別区は選挙で選ばれた区長、区議会の判断のもと、より住民に身近な基礎自治体として、地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することで住民サービスを最適化すること、こういったことが特別区設置の意義効果だというふうに考えております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

財源がないのにサービスがよくなる、豊かな生活を保障するなんていうことはできるはずはないと思います。それに、膨大なコストを要するというだけではなくて、以前も申し上げましたけれども、特別区間の普通財産等のアンバランスもこれは看過できるものではありませんし、財政調整の中でも特別交付金の配分が公平公正にできるかどうか、これは東京でも毎年争いの種になっていると言われてしているわけで、もろもろ考えますと、やっぱり明治22年以来一つの大阪として築いてきたものを分割するなどということはできっこないというふうに思います。特別区の分割は無理だと思います。

加えて、広域の一元化というもう一つの柱ですね。これも全く意味がないということも既に明らかではないでしょうか。本来私たちはインフラ整備と広域の一元化には関係ないと何度も申し上げてきました。そういうふうに考えていますが、あなた方、皆さん方が広域の一元化の必要性として例示しておられたなにわ筋線にしろ淀川左岸線延伸部にしろ、もう一元化待たずして既に計画が進んでいます。結局これを進めなければならないという、依って立つ根拠はなくなっていると思うんですが、いかがでしょうか。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

広域行政につきましては、かつては府市がそれぞれの考え方に基づいて取り組んだ結果、大阪の強みを十分生かせない状況がございました。現在は知事、市長、各部局間の協議連携が進みまして、戦略の一本化や二重行政の解消が一定進んでおります。今後、都市機能をさらに強化していくための都市インフラの整備や成長戦略の実施などを進め、副首都大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要でございます。特別区の設置によりまして広域機能が一元化されることで、戦略の一本化や二重行政の解消に向けた取り組み、こういったことが府市の連携によるのではなく、将来にわたり制度的に担保されることになると考えております。

以上です。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

いろいろおっしゃいましたけれども、広域機能の一元化で一体何をやりたいのか。つまるところ広域インフラの整備ですよ。それはもう、私たちは賛成ではないわけですが、ともかく計画は進んでいて、あとすることないんじゃないですかと申し上げてるわけです。第一、人口減が進む中でそういう大型開発ですよ、私たちは無駄な大型開発と言わせていただいておりますが、こういうものを推進している場合ですかというふうに申し上げたいわけですよ。特に昨日、今日は台風でしたし、台風がすごく増えていってます。あるいはこの夏は大阪北部地震、西日本豪雨、災害に直面して、それぞれの行政の課題が改めて明らかになっています。ブロック塀などの対策は急がれますし、老朽水道管の更新も待たないです。同時に先日はイタリア・ジェノバで高架橋の崩落事故、これ世界に衝撃を与えていますし、思い起こせば日本でも2012年でしたか、笹子トンネルの天井板落下事故、これは記憶に新しいところだと思います。本市が管理する橋梁でも建設後50年以上経過したものが約31%あって、これが30年後には93%になるというふうに言われています。広域の一元化だ何だと言ってそういう広域インフラに熱中しているよりも、これらのメンテナンスを初め震災対策など災害に強いまちづくりに力点を置くべきではないかと、つくづくこの夏思ったわけですが、いかがでしょうか。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

委員ご質問の、今どの施策に力を注ぐべきかということにつきましては、当局としてお答えする立場にはないと思っておりますけれども、大都市制度改革の検討が必要であるというふうには考えております。東京一極集中が進む中、大阪の経済は長期にわたって低落傾向が続いております。また、人口減少、超高齢社会は三大都市圏の中でもいち早く到来

の見込みです。府と市で一本化した成長戦略の推進などにより経済面は明るい兆しが見えているものの、いまだ一極集中に歯どめをかけるには至っておりません。これら大都市大阪が抱える課題を解決するためには、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であり、広域機能の強化や基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行法制度で実現可能な総合区と特別区について検討を進めているところでございます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

結局どう伺っても何度伺っても同じような抽象的でまともな答弁ではないというふうには私思うんですが、あげくに答える立場にはないと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、要するに私申し上げたいのは、広域行政を一元化する必要なんていうのはさらさらありませんし、ましてや大阪市をつぶして特別区にするなんて、これは論外だというふうに思いますし、政治課題、行政課題としても、今もう無駄な大型開発などやっている場合じゃないし、これも的外れだということを申し上げたいわけです。大都市制度改革が必要だと言われましたけれども、今必要なのはそんな制度いじりではない、そんなことをしている場合ではないということをつくづく思っています。

西日本豪雨では、被災地域を放っておけないということで、この8月20日までで、社協が把握しているだけでも延べ18万8,000人とも言われる方たちがボランティアとして現地に駆けつけて、本当に大きな役割を果たしておられますし、何といっても山口で2歳の男の子を救助した尾畠さんの姿は本当に感動を呼んでいます。あの方は東日本大震災のときには1年半もボランティアとして復興支援に携わっておられますし、今また西日本豪雨の被災者の支援活動で奮闘しておられます。こういう姿から学ぶことは、物事をなし遂げる上で命を守るんだとか、被災者を助けるんだという熱い思いが本当に重要であり、決定的だというふうに思うわけです。もちろん行政の果たすべき固有の役割が少しも減じられるものではないと思いますが、こういう力というのは特筆すべき力だというふうに思うわけです。こういうマンパワー、熱い思いと響き合って、これをより発揮していただく上でも、制度いじりではなくて、やっぱり今一日も早く安全安心、命を守るという確固とした立場に立った政策の方向性とか中身、こういうものを示すことこそが大事だというふうに痛感しています。中身だと思えます。

そういう点で、大阪北部地震では災害時要援護者名簿に基づく安否確認の困難さを通して、南海トラフなどもっと大きな災害があったときに、災害弱者の方たちが犠牲にならないための支援体制にはまだまだ課題があるということが明らかになりました。何よりも改めて顔の見える地域コミュニティをしっかりとつくっていくことの大事さと大変さを思い知る中で、それにはやっぱり一日も早く行政が体制をつくって、地域に入って、地域の皆さんと一緒に力を尽くさなければこういうコミュニティは進まないということも見えてきたというふうに思います。

こういう中で、私たちは引き続きこの不毛な制度いじりの議論に明け暮れている始末で

す。今度も時点修正だなどと言って膨大な資料がつくられて配付されました。貴重な資源、税金、時間、エネルギーをこういうことに費やし続けることを私は市民に申しわけないと思いますし、事務局の皆さんも本当に大変だというふうに思います。もうこういう不毛な議論はおしまいにして、安全安心のまちづくりに府も市もそれぞれの役割を發揮して、全力で取り組むようにするべきだというふうに申し上げて、終わらせていただきます。

(今井会長)

これで本日の質疑は終了いたしました。

以上をもって本日の協議会は終了となります。何かご意見はありますか。

松井委員。

(松井委員)

先ほど、公明党の山田委員からのご質問で高等学校の話がありました。まさに制度を見直す中での大きな課題だと僕は捉えておまして、この高等学校につきましては、当時、平成24年に支援学校と同様に大阪府がやはり高等学校については広域的な視点から広域的な適切配置ということも考えて、大阪府がやっぱり責任を持つべきだと。というのも、やはり大阪市は義務教育と保育園、この部分で非常にマンパワーも必要としておりますし、教育委員会が1つで義務教育の学校数も非常に多いということで、高等学校については広域として責任を持とうじゃないかと、こういう話ありました。

それで、何が申し上げたいかというのと、この制度を変更するに当たって、山田委員が言われている課題については、これはやっぱり制度変更前であっても解決したほうがいいんじゃないかなと、僕はそう思ってます。というのは、当時橋下市長とも高等学校については我々移管を受けると。受けた限りはその時点で国とも協議をし、学校運営についての国からの、今は政令市として大阪市に交付税措置されておりますから。支援学校も同様に、当時は、大阪府側としてはそれを運営するための財源確保が非常に問題になりましたけれども、これは総務省との協議を経て大阪市側に措置されてる交付税を大阪府側に措置してもらうことによって、支援学校の運営は大阪府が責任持ってやれると、こういう判断をいたしました。今は大阪市から支援学校の運営負担金はいただいております。ところが、高等学校についてはその話し合いがつきませんでしたから、この制度を変えるに当たっては財政調整資金の中で、今は大阪市に入ってる交付税の中で運営されてますからこういう形で制度の中に入れ込んでおりますが、この課題についても、もちろん制度の問題として捉えると同時に、早く解決するほうがいいに決まっていますので、これは改めて吉村市長と相談して、次の議会でもう一度提案させていただきます。僕と橋下市長時代は府市統合本部で了解を得ました。その了解のもとで、移管を受けた高等学校については大阪府が運営すると。責任持って。大阪市民の皆さんからの直接負担金はいただかない、支援学校と同じ方向でやるということをお願いして、それが枚方の学校の例やったんですけど、これもまだ市の議会の皆さんのご同意いただけてないので今こういう状態です。吉村市長と要は高校の運営についての課題というのはすぐにでも対応すべきだと思いますし、その課題に対応することによって制度変更の課題が一つ解消できますから、早急に吉村市長と協議をしてご提案しますので、よろしく願いいたします。その折は大阪府が負担いたします。

880万人で。

(今井会長)

ほかに特段ご意見がないようですので、本日の協議会はこれをもって終了させていただきます。

この後代表者会議を開催いたしますので、各会派の代表者の方はご参集いただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。